

官報號外

大正十三年七月六日

日曜日

印 刷 局

○第四十九回 衆議院議事速記録第六號

大正十三年七月五日(土曜日)午後一時十二分開議

議事日程 第五號

大正十三年七月五日

午後一時開議

第一 國債整理基金特別會計法中改正
法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報生)

第二 外國船舶ノ所得稅免除ニ關スル
法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報生)

第三 國籍法中改正法律案(植原悅二
郎君外二名提出)

第一讀會

第四 特別都市計畫法中實施期ニ關ス
ル法律案(高木益太郎君提出)

第一讀會

第五 小樽港鐵道省第二期工事速成ニ
關スル建議案(山本厚三君外六名提
出)

第一讀會

第六 小樽港海陸聯絡設備完成ニ關ス
ル建議案(山本厚三君外六名提出)

第一讀會

第七 金鶴勳章年金令改正ニ關スル建
議案(三木武吉君外三名提出)

第一讀會

第八 金鶴勳章年金增加ニ關スル建議
案(土井權大君提出)

第一讀會

第九 金鶴勳章年金令改正ニ關スル建
議案(中林友信君外三名提出)

第一讀會

第一〇 越中島線鐵道速成ニ關スル建
議案(太田信治郎君提出)

第一讀會

一一 大學令中改正ニ關スル建議案
(武内作平君外十一名提出)

第一讀會

○議長(柏谷義三君) 諸般ノ報告ヲ致サセ
マス

(原田書記官朗讀)

一 政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
(第四號) 大正十三年度歲入歲出總豫算

官報號外 大正十三年七月六日(明治二十五年三月三十一日) 第三種郵便物認可 衆議院議事速記録第六號 議長ノ報告

追加案

(以上七月四日提出)

小作調停法案

砂防法中改正法律案

震災ニ因リ地租ヲ免除セラル、者ノ法令
上ノ納稅資格要件ニ關スル法律案

(以上七月五日提出)

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
營業稅法廢止法律案

衆議院議員選舉法中改正法律案

提出者
西岡竹次郎君
長岡 外史君

提出者
武藤 山治君

提出者
森田 金藏君

提出者
元田 龍君

提出者
高橋 光威君

提出者
木下謙次郎君

提出者
三輪市太郎君

提出者
小橋 一太君

提出者
松浦五兵衛君

提出者
元田 龍君

提出者
高橋 光威君

提出者
木下謙次郎君

提出者
三輪市太郎君

提出者
小橋 一太君

提出者
松浦五兵衛君

提出者
元田 龍君

提出者
高橋 光威君

提出者
木下謙次郎君

提出者
三輪市太郎君

提出者
小橋 一太君

提出者
松浦五兵衛君

提出者
元田 龍君

提出者
高橋 光威君

提出者
木下謙次郎君

提出者
三輪市太郎君

提出者
小橋 一太君

提出者
松浦五兵衛君

提出者
元田 龍君

提出者
高橋 光威君

提出者
木下謙次郎君

提出者
三輪市太郎君

提出者
小橋 一太君

義務教育費國庫負擔額ニ關スル建議案
提出者 元田 龍君 川原 茂輔君 吉植庄 一郎君 田中 隆三君 上野安太郎君 中村啓次郎君 申村啓次郎君 高橋 光威君 八木 逸郎君 原田 十衛君 廣瀬宇一郎君

提出者

高橋 光威君

木下謙次郎君

三輪市太郎君

小橋 一太君

松浦五兵衛君

元田 龍君

高橋 光威君

木下謙次郎君

三輪市太郎君

小橋 一太君

松浦五兵衛君

元田 龍君

高橋 光威君

木下謙次郎君

三輪市太郎君

小橋 一太君

松浦五兵衛君

元田 龍君

高橋 光威君

木下謙次郎君

三輪市太郎君

小橋 一太君

松浦五兵衛君

元田 龍君

高橋 光威君

木下謙次郎君

三輪市太郎君

小橋 一太君

松浦五兵衛君

元田 龍君

高橋 光威君

木下謙次郎君

三輪市太郎君

小橋 一太君

松浦五兵衛君

元田 龍君

高橋 光威君

木下謙次郎君

三輪市太郎君

小橋 一太君

松浦五兵衛君

元田 龍君

高橋 光威君

木下謙次郎君

三輪市太郎君

小橋 一太君

松浦五兵衛君

丹下茂十郎君 潘野 謙朗君 倉元 要一君 今里準太郎君

提出者

原 惣兵衛君

中村嘉壽君

秋田寅之介君

吉植庄一郎君

田中 隆三君

廣瀬宇一郎君

川原 茂輔君

吉植庄一郎君

八木 逸郎君

原田 十衛君

上野安太郎君

中村啓次郎君

八木 逸郎君

原田 十衛君

上野安太郎君

川原 茂輔君

吉植庄一郎君

八木 逸郎君

原田 十衛君

上野安太郎君

川崎 宗吉君

河上 哲太君

谷口 宇右衛門君

川崎 安之助君

川崎 克君

八木 宗吉君

河上 哲太君

谷口 宇右衛門君

川崎 安之助君

川崎 克君

八木 宗吉君

河上 哲太君

谷口 宇右衛門君

川崎 安之助君

川崎 克君

八木 宗吉君

河上 哲太君

谷口 宇右衛門君

川崎 安之助君

川崎 克君

八木 宗吉君

河上 哲太君

谷口 宇右衛門君

川崎 安之助君

川崎 克君

外交方針ニ關スル質問主意書
提出者 今里準太郎君

提出者

原 惣兵衛君

中村嘉壽君

秋田寅之介君

吉植庄一郎君

田中 隆三君

廣瀬宇一郎君

川原 茂輔君

吉植庄一郎君

八木 逸郎君

原田 十衛君

上野安太郎君

川原 茂輔君

漁港施設及水產業保護獎勵ニ關スル質問主意書
提出者 中村 嘉壽君

提出者

原 惣兵衛君

中村友治郎君

秋田寅之介君

吉植庄一郎君

田中 隆三君

廣瀬宇一郎君

川原 茂輔君

吉植庄一郎君

八木 逸郎君

原田 十衛君

上野安太郎君

内務省所管事務政府委員被仰付
提出者 内務省所管事務政府委員被仰付

提出者

内務省所管事務政府委員被仰付

内務省

イガ奈何セん國家ト云フモノハ有限的ノモ
ノデアル、無限ノ時間ガアリマゼズ、金モ
無イカラ國葬ニシテ祭^ツテ居ル、社會黨ナド
ハ獨逸ハ能ク知リマセヌガ、確カ八十馬克
ノ墓料ヲヤンタラドウカトニ云フコトヲ戰前
「プログラム」ニ書イテ居タデハイイカト
云フコトヲ思フノデアル、故ニ私ハ苟モ曰
本國民デアレバ、罪人デアラウガ、乞食デ
アラウガ國葬ニシタイト云フ精神カラ云ヘ
バ、況ヤ國家ノ元勳デ最モ吾々ノ記憶ニ新
タナ人が茲三死ナレタノダカラ、大々的ニ國
葬ニシタイコトハ勿論デアル、併ナガラ國葬
ニスル爲ニ、吾々ハ如何ナル費用ト如何ナル
犧牲ヲ拂ハナケレバナラヌカト云フコトハ、
程度問題デアラウト思フ、何故カト云フト、
大隈侯デモ相當ノ人デアツタト思フ、此人ガ
死ナレタトキニハ決シテ國葬ヲシナイ、板
垣サンガ死ナレタ時モ國葬ニシナイ、其所
ニ標準ガナケレバナラヌト云フコトヲ言ハ
レテ居ル、茲ニ居ラル、菊池君ナドモサウ
云フ議論デアルラシイ、標準ガ何所ニ在ル
カト云フコトヲ聽カレタヤウニ私ハ聞イ
タ、サウ云フヤウナ問題デアル、併所ニ標
準ガアルカト云フ問題デアル、故ニ私ハ諸
君ガ之ガ宜イト仰シヤルナラバ國葬モ宜シ
イ、併シ其費用ヲ四方圓出シテヤルト云フ
コトハ一ノ問題デアル、例へバ諸君モ御承
知ノ通り、電報ノ封緘ヲシタモノフ封緘ヲシ
ナナイデ、一箇年何億カ知ラヌガ封緘ヲシ
ナイデ非常ニ不便デアルガ、ソレハ十萬圓
ノ金ヲ始末スル爲ニ封緘ヲ施サナイト云フ
狀態デアル、然ルニ四万圓ト云フ金ハ少イ
トモ言ヘルガ、大キイトモ言ヘル、此豫算ヲ
一万圓位デヤテ貴ヒタイト云フ考ヲ持シテ
居ル、ソレガ出來ナケレバ仕方ガナイケレ
ドモ、サウシテ貴ヒタイト云フノデアル、
仁德天皇モ言ノ家モ十分ニ無イ者ガアル
見レバ煙立ツ民ノ竈ハ賑ハヒニケリ」今日
ノ東京ハ灰ノ中ニ住シテ居ルノデアリマス、
食フ物モ住ム所ノ家モ十分ニ無イ者ガアル
カラ、成ベク上ニ薄ク下ニ厚クスルト云
フコトデナケレバ、此政治ノ大本ハ立タヌ

ト確ク信ジテ疑ハヌノデアル、今日世界ノ大ナル思潮ハ、上ニ薄クシテ下ニ厚クシナレバナラヌト云フコトガ世界ノ大ナル思潮デアル、此思潮ニ逆行スルモノハ一時榮エテモ遂ニ地ニ委シテ、塵ノ如クニ埋モレルト云フコトハ歴史ガ昭々トシテ語ツテ居ル明カル事實デアル、故ニ諸君ハ國費ヲ使テ一人ナラニ錢カ三錢ノ御布施ヲ出スヤウナモノデアラウガ、之ヲ慎重審議ニ取扱フノガ至當デアル、曩ニハ八方圓デ之ヲ四万圓ニシタノハ、内閣諸公カ思切、夕遣方デアルト言ハレルガ、三菱ト云フ大キナ玉王國ヲ以テ、又其背景ニハナイカ知ラヌケドモ、ソレ等ノ人々ト姻戚ノ人が首相ニナッテ居ル、况ヤ松方公ハ財閥デハナイカモレマセヌガ、ソレ等ノ關係ノ人ト相結ンデ行クト云フコトハ、是ハ最モ必要ナ事デアル、併シ内閣諸公ガ之ニ反對シヤウト思テ居ルモ出來ナイノデアル、サウスルト又元老ガブウ〜言フタラ困ルカラ、諸君モ少シデモ反対サレタ方ガ都合ガ好イト思テ居ルカモ知レヌ

承ケテ國難ガ來テ居ル場合デアルノニ、此議會ヲ休會シテ此國葬ニ參列スルト云フコトハ如何ナモノデアルカ、寧口代表者位ヲ出シテヤンタ方ガ宜イト思ヒマス、ソレガ如也。今日四方圓、五万圓ト云ヒマスガ、日本ノ一箇年ニ生産スル高ハ幾ラデアルカ知リマセヌガ、是ハ十分ナ數字デハアリマセヌガ五十億トカ百億トカデアシタト思フ、ソレヲコトハ非常ニ重大ナル結果ヲ及ボス、現ニ佛蘭西ノ如キハ選舉ハ日曜ニ行フト云フヨトニナツテ居ル、詰リ民ニ働ク所ノ時間ヲ取ラナイヤウニ、國政上ノ調節ヲシナケレバ、ナラヌ、私ニ親ニ聞イテ居ル、皆シ墓場ヲ造タ人ガアルガ、親ガ遺言シテ墓場ノ周圍ニ笑ノ塚ヲシテ、墓參ノ出來ナイヤウニシタ、其家ハ繁昌シタガ、或人ハ御祭リヤ佛事ヲ勤メルコトニ疑タ爲ニ其家ハ疲弊シテ満度マデニ止メナケレバ、一時ハ花が咲イテ居ル、吾々ハ墓參バカリデハ人生ノ惡戦苦闘ニハ堪ナインデアル、國葬ハ宜シイ、併シオル程度マデニ止メナケレバ、モ後トデ、非常ニエライモノガヤ、テ來ルトト呼フ者アリ、諸君、民ノ疾苦ヲ思ハナイデハ、唯、議會ノ空氣ヤ東京一部ノ人々ノ話ヲ聞イタリ、顯職ニ在ル人ノ言葉ヲ聞イテ、思想ノ惡化ナドト云フノハ間違デアル、日本國民ヲ侮辱スルコト勿レ、サウ馬鹿デハナイ、松方公ノ國葬ハ必ズシモ必要デナイント云フ議論ガアル、是ハ大ナル結論デハナイカト思フノデアリマス、諸君ハ何ト思フアリカ、諸君ガ若シソレニ反對ナラバ、選舉區ニ歸テ堂々トオヤリナサイ、此所デモオヤリナサイ、私ハサウト信ジナイ、吾々ハハヤウナ程度ニヤル方ガ穩當ブハナイカト思フカラ、之ヲ言フノデアリマス、第二ニ思フ、併ナガラ私ハ此所デ諸君ノ前ニ私ノヤウナ程度ニヤル方ガ穩當ブハナイカト思フカラ、之ヲ言フノデアリマス、第二ニ

ノデアリマス、ソレハ何ヲ言フカ、大正十二年七月五日ノ東京日日新聞ノ報ジテ居所ガ、或ハ眞デアルカ偽デアルカト云フヲ聽キタイ、即チ「松方公國葬ノ儀ニ開シ入江内大臣祕書官長ハ四日午前平田内士臣竝ニ西園寺公ノ意見ヲ聽取シテ歸京、左ニ加藤首相ニ復命、午後院内閣議デ國葬ト松方家ニ内達スル所アツノデ、令嗣巖麿以下遺族國恩ノ有難キニ感泣シタガ」云々ト云フコトデアル、私ノ怪訝ニ堪ヘヌノハ未ダ此國葬費ト云フモノガ議會ニモ提案レナイデ、サツシテ如何ナル所ノ雲合ニナカル分ラヌニモ拘ラズ、如何ナル理由ヲ以テ吾々ヲ無視シテ、先ヅ是ハ氣遣ヒナイモノシテスウ云フヤウナ御計ヒヲ爲ス、タノアルカト聽キタイ、議會ト云フモノハ詔勅機關デハナイ、決議機關デアル、内閣諸大臣ノ意見ヲ私ノ意見トシテ之ニ對スル大臣ノ意見ヲ私ノ意見トシテ之ニ對照シテ、國民ノ前ニ偽ラザル告白ヲレバ此案ハ成立タヌデハナイカ、是ニ於テハ困ル、成ベク穩當ナル決議ヲシテ、猶テノ機關ヲ停止スルコトナクシテ、其上ニ松方公ノ如キ元勳ガ死ナレテ、アノ人ガ死ンダガ爲ニ租稅ガ掛シテ困ルト云フヤウナ人ガアレタイト思フ、私ハ敢テ事ヲ好ンデ諸君トイ、而シテ之ニ對スル大臣ノ意見ヲ私ノ意見トシテ之ニ對照シテ、國民ノ前ニ偽ラザル告白ヲテハ困ル、成ベク穩當ナル決議ヲシテ、猶テノ機關ヲ停止スルコトナクシテ、其上ニ松方公ノ死モ亦天ニ嗔スルコトカ出來ル、日本一般ノ國民ニ對シテ内閣諸公ノ意見ヲシテ、然ル後ニ私ハ贊否ヲ決シヤウト思ヒマシテ、此演壇ニ立タ次第ゴザイマヌケ、○議長（柏谷義三君）　加藤内閣總理大臣（國務大臣子爵加藤高明君登壇）

テ、固ヨリ諸君ノ中デサウ云フ御考ノ方モアレバ致方ナインデアリマス、併ナガラ此事ニ付テ議論ヲ闡ハスト云フコトハ宜シクナイト思フ、若シ不幸ニシテ吾々ト意見ヲ異ニスル御方ガアッタナラバ、餘り長タラシリ議論ヲ爲サラズニ、沈黙ノ間ニ御反対三ナルハ仕方がナイト思ヒマス、隨て私モ御意見ノ中ニ同意致シ難イ事モアリマスケレドモ、是ハ反駁致シマセマ、ソレカラ田淵君ノ質問ト稱スル御尋ノ中ニ色ニ御話アリマシテ、一寸混雜致シマシタガ、其中覺エテ居リマスル事ヲ申スト云フト、葬儀ノ當日學校ノ子供ヲ休マセルカ否ヤノ御尋ガアンタヤウデアリマス、只今文部大臣ノ意見ヲ聽キマシタラ、學校ノ子供ハ休マセナイ、矢張出校セシメル、而シテ故公爵ノ偉大ナル人格ニ付テノ詰ヲ致シテ、彼等ノ感化ノ資料トスルト云フコトヲ致ス趣デアリマス、政府ノ役所ハ休ミマセヌ、普通ニ通り事務ヲ執リマス、議院モ通常通リニ御聞ギニナル人格ニ付テノ詰ヲ致シテ、彼等ノ感化ノ資料トスルト云フコトヲ致ス趣デアリマス、セレラタラ宜カラウト思ヒマスカラ、政府カラ別段ニドウ爲サレタイト云フヤウナ希望ヲ申上ダル次第ハアリマセヌ、併シ多分ルカト云フコトハ、是ハ諸君ノ意ニ於テ決當日ノ葬儀ハ午前ノ中ニ、時刻ハマダハニキリ分リマセヌガ、行ハレル、午後ノ衆議院ニ何カ會議テモアリマスレバ、ソレニハ差支ナイト私ハ思ヒマス、ソレカラ以上ハ諸君多數ノ御決定デ然ルベク、御計ヒニナツラ宜カラウカト思ヒマス、ソレカラマダ他ニ何カアッタ……

○田淵豊吉君 四万圓ノ金額ハ如何デアリ
タカモ知レマセヌ、之ヲ爲スコトガ決シテ
帝國議會ノ權能ヲ無視スルコトデモ何デモ
ナイト思ヒマス

〔「無用々々」ト呼フ者アリ〕
○議長(柏谷義三君) 別ニ御發議ガアリマ
セヌカラ討論ハ終結サレマシタ、直ニ採決
ヲ致シマス

〔猪野毛利榮君「唯今總理大臣ノ言ハレ
タコトニ付テ」ト呼フ〕

○議長(柏谷義三君) 委員長ノ報告ニ賛成
ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔賛成者起立〕

○議長(柏谷義三君) 大多數、可決致シマ
シタ

〔拍手起ル〕

○議長(柏谷義三君) 此場合一言諸君ニ御
詰リヲ致シタイコトガアリマス、松方公
爵ノ國葬費ノ豫算ハ、只今諸君ガ協賛ヲ與
ヘラレマシタ、同公爵ノ薨去ハ洵ニ國家ノ
爲メ哀悼痛惜ノ至リニ堪ヘマセヌ、仍テ本
院ノ名ヲ以テ弔辭ヲ呈シタイト思ヒマス、
其弔文ハ議長ニ御一任アラムコトヲ望ム次
第ニアリマス

〔拍手起ル〕

○議長(柏谷義三君) 御異議ガアリマセヌ
カラ左様ニ取計ヒマス

○亦間嘉之吉君 豫算第五分科會ヲ開キタ
イト思ヒマス、御差支ゴザイマセヌカ

○議長(柏谷義三君) 差支アリマセヌ

○亦間嘉之吉君 第五分科ノ委員諸君ハ、
第五委員室ニ御集リヲ願ヒマス

○議長(柏谷義三君) 是ヨリ日程ニ入リマ
ス、第一國債整理基金特別會計法中改正法
律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ
報告ヲ求メマス——委員長竹内友治郎君

○竹内友治郎君 只今議題ニナシテ 居リマスル國債整理基金ノ特別會計法ニ關スル特別委員會ノ經過ヲ御報告致シマス、去ル三日、續イテ四日ト兩日委員會ヲ開キマシテ、結局可決スルコトニ委員會ハ決定致シマシタ、其經過ノ大要ハ、此國債整理基金ハ年前年度終リニ於ケル國債總額ノ一万分ノ百十六以上ヲ繰入レル、但シ三千万圓ヲ下ラスト云フコトニ相成、テ居ルノデアリマスガ、此國債總額ト云フモノ、中カラ、現行法ニ於キマシテハ大藏省證券借入金臨時國庫證券ト云フモノ、即チ短期ノ借入ノモノハ除クト云フコトニナシテ居ルノデアリマスガ、此改正案ハ是ト同様ト性質ヲ有スル所ノ米穀證券ヲモ除キタイト云フコトガ、即チ改正ノ要旨デアリマス、此米穀證券ハ現行法ニ於テ除イテアル短期ノ借入國債ト全ク性質ヲ同ジクスルノデアリマスカ、當然ノ改正ト認メマシテ、政府委員ノ説明ヲ求メタ上可決致シマシタ次第デゴザイマス、右報告致シマス(拍手起ル)○議長(柏谷義三君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ、
○議長(柏谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ第一讀會ヲ開クニ決シマシタ
○作問耕逸君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長ノ報告通り可決アランコトヲ望ミマス
〔「賛成」「賛成」ト呼フ者アリ〕
○議長(柏谷義三君) 作問君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ直ニ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス
〔拍手起ル〕

○橋本喜造君（諸君、本員ハ只今議題ト
ナシテ居ル所ノ外國船舶ノ所得稅免除ニ關
スル法律案ニ對シマシテ、委員會ノ經過並
ニ結果ヲ御報告致シマス、本案ハ冀ニ政府
委員三於キマシテ提案ノ理由及其内容ヲ一通
リ説明致シテ居リマスルカラ、諸君ニ於カ
セラレマシテモ既ニ大夢御承知ノコト、存
ジテ居リマス、御承知ノ通り本案ハ法律案
ト致シマシテハ、頗ル簡単明瞭ニアリマス
併ナガラ事實ハ是ト正反対テ、實ニ重大ナ
ル國際的經濟關係ヲ有シテ居ルノデアリマ
ス、二言ニシテ申シマスレバ、現在帝國政
府ハ外國船舶ヨリ徵收致シテ居リマスル所
ノ稅額ハ至テ僅少ナルニモ拘ラズ、帝國船
舶ガ外國ニ於テ徵收セラレテ居ル所ノ稅額
ハ實ニ莫大ナルモノデアリマス、現ニ對岸
亞米利加ニ於キマシテハ、帝國政府ガ徵收
シテ居ル所ノ稅額ニ對シテ其割以上、即
チ十倍以上ノ稅額ヲ徵收シテ居ルノデアリ
マス、斯ノ如キ重大問題ニ對シマシテ、帝
國政府ハ何所マデモ相互的免除ヲ爲サズシ
テ、此儘放任致シテ置キマシタラバ、一
日遲ケレバ一日ダケソレダケ多クノ犠牲ヲ
拂ハナケレバナラヌノデアリマス、是レ單リ
帝國海運ノ消長ニ關スルノミナラズ、帝國
ノ損失モ亦重大ナルモノデアリマス、加之
此問題ハ事苟モ外國ニ關スル事柄デゴザイ
マスカラ、委員會ニ於キマシテハ専更ニ慎重
審議ヲ致シマシテ、一人ノ異論者モナク滿
場一致ヲ以テ可決致シマシタノデアリマ
ス、幸ニ本會ニ於キマシテモ御協賛アラン
コトヲ希望致シマス（拍手）
○議長（柏谷義三君）　本案ノ第二讀會ヲ開
クニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

ス、仍テ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ
○作間耕逸君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開
キ、第三讀會ヲ省略シ、委員長ノ報告ノ通
リ可決アランコトヲ希望シマス
〔「贊成」ト呼フ者アリ〕
○議長（柏谷義三君） 作間君ノ動議ハ御異
議ナイト認メマヌ、仍テ直ニ第三讀會ヲ開
キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

外國船舶ノ所得稅免除ニ關スル法律案
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕 第二讀會（確定議）

○議長（柏谷義三君） 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ第三讀會ヲ省略シ委員長報告ノ通
リ可決確定致シマシタ（拍手）

○作間耕逸君 再ビ議事日程變更ニ關スル
緊急動議ヲ提出致シマス、即チ政府提出小
作調停法案、同政府提出砂防法中改正法
律案、及同政府提出、震災ニ因リ地租ヲ免
除セラル、者ノ法令上ノ納稅資格要件ニ關
スル法律案ヲ此際特ニ逐次上程シテ議題ト
爲シ、各政府ノ趣旨聲明ヲ求メ、續イテ其
審議ヲ進メラレシコトヲ希望シマス
○議長（柏谷義三君） 作間君ノ動議ニハ御
異議ナイト認メマヌ、仍テ動議ノ如ク日程
変更セラレマシタ、先づ第一、小作調停法
ノ第一讀會ヲ開キマス、高橋農商務大臣

小作調停法案（政府提出）

第一讀會

小作調停法

第一條 小作料其ノ他小作關係ニ付爭議
ヲ生シタルトキハ当事者ハ爭議ノ目的
タル土地ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判
所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

当事者ハ合意ヲ以テ争議ノ目的タル土
地ノ所在地ヲ管轄スル裁判所ニ調停
ノ申立ヲ爲スコトヲ得
第二條 當事者不當ノ目的ヲ以テ濫ニ調
停ノ申立ヲ爲シタルト認ムルトキハ裁
判所ハ其ノ申立ヲ却下スルコトヲ得

第三條 調停ノ申立ハ爭議ノ目的タル土
地ノ所在處ノ申立ヲ却下スルコトヲ得

地ノ所在地町ノ市町村長又ハ郡長ヲ經テ
之ヲ爲スコトヲ得
第四條 前條ノ規定ニ依ル調停ノ申立ア
リタルトキハ市町村長又ハ郡長ハ遲滞
ナク申立ニ關スル書類ヲ裁判所ニ送付
シ且町村長ニ在リテハ郡長ニ、郡長ニ
在リテハ町村長ニ申立アリタル旨ノ通
知ヲ爲スコトヲ要ス
爭議ノ目的タル土地カ數郡市町村ニ互
ル場合ニ於テハ調停ノ申立ヲ受ケタル
市町村長又ハ郡長ハ遲滞ナク關係市町
村長及郡長ニ前項ノ通知ヲ爲スコトヲ
要ス
第五條 裁判所直接ニ調停ノ申立ヲ受ケ
タルトキハ遲滞ナク之ヲ爭議ノ目的タ
ル土地ノ所在地ノ市町村長及郡長ニ通
知スルコトヲ要ス但シ第八條第一項ノ
規定ニ依リ事件ヲ移送スル場合ハ此ノ
限ニ在ラス

第六條 調停ノ申立ハ爭議ノ實情ヲ明ニ
シテ之ヲ爲スヘシ

第七條 調停ノ申立ハ書面又ハ口頭ヲ以
テ之ヲ爲スコトヲ得
口頭ヲ以テ申立ヲ爲ス場合ニ於テハ市
町村長、郡長又ハ裁判所書記其ノ調書
ヲ作ルコトヲ要ス

第八條 爭議ノ目的タル土地カ數箇ノ裁
判所ノ管轄區域内ニ存スル場合合ニ於テ
調停ノ申立ヲ受ケタル地方裁判所又ハ
區裁判所相當ト認ムルトキハ決定ヲ以
テ事件ヲ他ノ管轄地方裁判所又ハ管轄
區裁判所ニ移送スルコトヲ得管轄權ナ
キ裁判所カ調停ノ申立ヲ受ケタルトキ
亦同シ

前項ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツル
コトヲ得ス

第一項ノ場合ニ於テ事件ノ移送ヲ受ケ
タル裁判所ハ遲滞ナク爭議ノ目的タル
土地ノ所在地ノ市町村長及郡長ニ其ノ
旨ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

第九條 調停ノ申立ヲ受理シタル事件ニ
付訴訟カ鑑屬スルトキハ調停ノ終了ニ
至ル迄訴訟手續ヲ中止ス

第十條 裁判所調停ノ申立ヲ受理シタル
トキハ調停委員會ヲ開クコトヲ要ス但
シ争議ノ實情ニ鑑ミ之ヲ開カスシテ調
停ヲ爲スコトヲ得
當事者ノ申立アルトキハ前項但書ノ規
定ニ拘ラス裁判所ハ調停委員會ヲ開ク
コトヲ要ス
第十一條 裁判所事情ニ依リ適當ナル者
アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ拘ラ
ス之ヲシテ勘解ヲ爲サシムルコトヲ得
當事者多數ナル場合ニ於テハ
其ノ全部又ハ一部ヲ代表シテ調停ニ關
スル一切ノ行爲ヲ爲サシムル爲總代ヲ
選任スルコトヲ得
裁判所前項ノ規定ニ依ル總代ナキ場合
ニ於テ必要アリト認ムルトキハ總代ノ
選任ヲ命スルコトヲ得
總代ハ當事者中ヨリ之ヲ選任スルコト
要ス

第十二條 裁判所ニハ當事者ノ一方又ハ双方ヲシテ其ノ
總代又ハ當事者中ヨリ之ヲ選任スルコト
要ス但シ裁判所ハ相當ト認ムルトキハ
之ヲ公開セス但シ裁判所ハ相當ト認ム
ヲ得

第十三條 裁判所ニ於ケル調停手續ハ
證スルコトヲ要ス
總代ノ選任ハ其ノ効ナシ

第十四條 裁判所ハ期日ヲ定メ當事者又
ハ總代ヲ呼出スコトヲ要ス

前項ノ呼出ヲ受ケタル當事者又ハ總代
ハ正當ノ事由ナクシテ出頭ヲ拒ムコト
ヲ得ス

第十五條 調停ノ結果ニ付利害關係ヲ有
スル者ハ裁判所ノ許可ヲ受ケ調停ニ參
加スルコトヲ得

第十六條 當事者、總代及判官關係ハ
自身出頭スルコトヲ要ス但シ特別ノ事
情アル場合ニ於テハ裁判所ノ許可ヲ受
け代理人ヲシテ出頭セシメ又ハ補佐人
ヲ同伴スルコトヲ得

第十七條 當事者ハ同一ニテモ前項ノ許可ヲ取消
スコトヲ得

第十八條 調停委員會ハ調停ニ適當ナル者ニ就キ地
方裁判所長ノ選任シタル者ノ中ヨリ各
事件ニ付調停主任之ヲ指定ス但シ當事
者カ合意ヲ以テ選定シタル者アルトキ
年豫メ地方裁判所長之ヲ指定ス

第十九條 調停委員會ハ調停ニ適當ナル者ニ就キ地
方裁判所長ノ選任シタル者ノ中ヨリ各
事件ニ付調停主任之ヲ指定ス但シ當事
者カ合意ヲ以テ選定シタル者アルトキ
又ハ地方裁判所長ノ選任シタル者ニ就
キ當事者双方カ各別ニ選定シタル者ア
ルトキハ其ノ者ノ中ヨリ先ツ之ヲ指定
スルコトヲ要ス

當ノ事由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第十八條 裁判所必要アリト認ムルトキ
ハ小作官、前條ノ市町村長又ハ郡長其
ノ他適當ト認ムル者ニ對シ意見ヲ求ム
ルコトヲ得

第十九條 小作官ハ期日ニ出席シテ又ハ
期日外ニ於テ裁判所ニ對シ意見ヲ述ブ
ルコトヲ得

第二十條 裁判所必要アリト認ムルトキ
ハ事實ノ調査ヲ小作官ニ嘱託スルコト
ヲ得

第二十一條 裁判所ニ於ケル調停手續ハ
之ヲ公開セス但シ裁判所ハ相當ト認ム
ヲ得

第二十二條 裁判所ハ費用ヲ要スル行爲
ニ付當事者ノ一方又ハ双方ヲシテ其ノ
費用ヲ豫納セシムルコトヲ得

第二十三條 裁判所ニ對スル申立其ノ他
者ノ傍聽ヲ許スコトヲ得

第二十四條 裁判所ハ調停ニ付テハ裁判
所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス

第二十五條 裁判所ハ調停前調停ノ爲必
要ト認ムル措置ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 裁判所ハ調停條項ニ費用
ノ負擔ニ關スル定ヲ爲サシムルトキハ各
當事者ハ其ノ支出シタル費用ヲ自ラ負
担ス

第二十七條 調停ハ裁判上ノ和解ト同一
ノ效力ヲ有ス

第二十八條 調停委員會ハ調停主任一人
及調停委員二人以上ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十九條 調停主任ハ判事ノ中ヨリ毎
年豫メ地方裁判所長之ヲ指定ス

第三十条 調停委員ハ調停ニ適當ナル者ニ就キ地
方裁判所長ノ選任シタル者ノ中ヨリ各
事件ニ付調停主任之ヲ指定ス但シ當事
者カ合意ヲ以テ選定シタル者アルトキ
又ハ地方裁判所長ノ選任シタル者ニ就
キ當事者双方カ各別ニ選定シタル者ア
ルトキハ其ノ者ノ中ヨリ先ツ之ヲ指定
スルコトヲ要ス

第三十條 調停主任ハ爭議ノ實情ニ鑑ミ

適當ト認ムル場所ニ於テ調停委員會ヲ

開クコトヲ要ス

第三十一條 調停委員會ニ於ケル調停手續ハ調停主任之ヲ指揮ス

第三十二條 調停委員會ノ決議ハ調停委員ノ過半數ノ意見ニ依ル可否同數ナルトキハ調停主任ノ決スル所ニ依ル

第三十三條 調停委員會ノ評議ハ之ヲ祕密トス

第三十四條 第十一條乃至第二十六條ノ規定ハ調停委員會ノ調停手續ニ之ヲ準用ス

第三十五條 調停委員會ハ當事者總代又ハ利害關係人ノ陳述ヲ聽キ且必要ト認ムルトキハ證據ヲ爲スコトヲ得

調停委員會ハ調停主任ヲシテ證據ヲ爲サシメ又ハ之ヲ區裁判所ニ嘱託スルコトヲ得

第三十六條 證據調ニ付テハ民事訴訟法ヲ準用ス

調停委員會ハ適當ト認ムル調停條款ヲ定ムルコトヲ得

第三十七條 調停委員會第一條ニ規定スル事由アリト認ムルトキハ調停ヲ爲サルコトヲ得

第三十八條 調停成リタルトキ又ハ第三十六條第三項ノ規定ニ依リ調停ニ同意シタルモノト看做サレタルトキ裁判所ハ調停主任ノ報告ヲ聽キ調停ノ認否ニ付決定ヲ爲スコトヲ要ス

調停認可ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第三十九條 裁判所ハ調停カ著シク公正ナラスト認ムル場合ニ非サレハ調停不可ノ決定ヲ爲スコトヲ得

第四十條 調停委員會ヲ開キタル場合ニ於テハ調停ハ認可決定アリタルトキニ限リ裁判上ノ和解ト同一ノ效力ヲ有ス

第四十一條 裁判所調停認可ノ決定ヲ總代ニ告知シタル場合ニ於テハ調停條項ヲ争議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市役所又ハ町村役場ノ掲示場ニ掲示スルコトヲ要ス

第四十二條 調停委員會必要アリト認ムルトキハ調停ノ經過ヲ公表スルコトヲ得

第四十三條 調停事件終了シタルトキハ裁判所ハ其ノ結果ヲ争議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長及郡長ニ通知スルコトヲ要ス

第四十四條 當事者又ハ利害關係人ハ手數料ヲ納付シテ記錄ノ閲覽若ハ謄寫又ハ其ノ正本、副本、抄本若ハ事件ニ關スル證明書ノ付與ヲ裁判所書記ニ求ムル

第四十五條 調停委員會ハ申立ニ因リ前項ノ期間ヲ延長スルコトヲ得期間ノ伸長ハ之ヲ相手方、總代アルトキハ總代ニ通知スルコトヲ要ス

當事者又ハ總代カ前項ノ正本ノ送付ヲ受ケタル後一月内ニ異議ヲ述ヘサルトキハ調停ニ同意シタルモノト看做ス旨ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

當事者又ハ總代カ前項ノ正本ノ送付ヲ受ケタル後一月内ニ異議ヲ述ヘサルトキハ調停ニ同意シタルモノト看做ス

當事者又ハ總代カ前項ノ正本ノ送付ヲ受ケタル後一月内ニ異議ヲ述ヘサルトキハ調停ニ同意シタルモノト看做ス

當事者又ハ總代カ前項ノ正本ノ送付ヲ受ケタル後一月内ニ異議ヲ述ヘサルトキハ調停ニ同意シタルモノト看做ス

當事者又ハ總代カ前項ノ正本ノ送付ヲ受ケタル後一月内ニ異議ヲ述ヘサルトキハ調停ニ同意シタルモノト看做ス

當事者又ハ總代カ前項ノ正本ノ送付ヲ受ケタル後一月内ニ異議ヲ述ヘサルトキハ調停ニ同意シタルモノト看做ス

當事者又ハ總代カ前項ノ正本ノ送付ヲ受ケタル後一月内ニ異議ヲ述ヘサルトキハ調停ニ同意シタルモノト看做ス

當事者又ハ總代カ前項ノ正本ノ送付ヲ受ケタル後一月内ニ異議ヲ述ヘサルトキハ調停ニ同意シタルモノト看做ス

ルコトヲ要ス

第三十七條 調停委員會第一條ニ規定スル事由アリト認ムルトキハ調停ヲ爲サルコトヲ得

第三十八條 調停成リタルトキ又ハ第三十六條第三項ノ規定ニ依リ調停ニ同意シタルモノト看做サレタルトキ裁判所ハ調停主任ノ報告ヲ聽キ調停ノ認否ニ付決定ヲ爲スコトヲ要ス

調停認可ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第三十九條 裁判所ハ調停カ著シク公正ナラスト認ムルトキハ調停不可ノ決定ヲ爲スコトヲ得

第四十條 調停委員會ヲ開キタル場合ニ於テハ調停ハ認可決定アリタルトキニ限リ裁判上ノ和解ト同一ノ效力ヲ有ス

第四十一條 裁判所調停認可ノ決定ヲ總代ニ告知シタル場合ニ於テハ調停條項ヲ争議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市役所又ハ町村役場ノ掲示場ニ掲示スルコトヲ要ス

第四十二條 調停委員會必要アリト認ムルトキハ調停ノ經過ヲ公表スルコトヲ得

第四十三條 調停事件終了シタルトキハ裁判所ハ其ノ結果ヲ争議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長及郡長ニ通知スルコトヲ要ス

第四十四條 當事者又ハ利害關係人ハ手數料ヲ納付シテ記錄ノ閲覽若ハ謄寫又

ハ其ノ正本、副本、抄本若ハ事件ニ關スル證明書ノ付與ヲ裁判所書記ニ求ムル

第四十五條 調停委員會ハ申立ニ因リ前項ノ期間ヲ延長スルコトヲ得期間ノ伸長ハ之ヲ相手方、總代アルトキハ總代ニ通知スルコトヲ要ス

當事者又ハ總代カ前項ノ正本ノ送付ヲ受ケタル後一月内ニ異議ヲ述ヘサルトキハ調停ニ同意シタルモノト看做ス旨ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

當事者又ハ總代カ前項ノ正本ノ送付ヲ受ケタル後一月内ニ異議ヲ述ヘサルトキハ調停ニ同意シタルモノト看做ス

ノ旅費、日當及止宿料ノ額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十七條 本法中郡トアルハ北海道ニ於テハ北海道廳支廳管轄區域、郡長トアル島司ヲ置キタル島嶼ニ於テハ島司トス

本法中町村、町村長又ハ町村役場トアルハ町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ町村、

ハ町村役場ニ準スルモノトス

第四十八條 第三十四條ノ規定ニ依ル呼出ヲ受ケタル者正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ調停事件ノ繫屬スル裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

第四十九條 裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

第五十条 裁判所ハ調停カ著シク公正ナラスト認ムルトキハ調停不可ノ決定ヲ爲スコトヲ得

第五十一条 裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

第五十二条 裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

第五十三条 裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

第五十四条 裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

第五十五条 裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

第五十六条 裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

第五十七条 裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

第五十八条 裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

第五十九條 裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

第六十条 裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

第六十一条 裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

第六十二条 裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

第六十三条 裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

第六十四条 裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

第六十五条 裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

第六十六条 裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

第六十七条 裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

第六十八条 裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

第六十九條 裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

第七十条 裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

第七十一条 裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

第七十二条 裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

第七十三条 裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

第七十四条 裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

第七十五条 裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

場ニ在ル所ノ調停機關ヲシテ、當事者ノ協調和解ヲ促進シテ、圓満ニ且ツ迅速ニ其紛議ノ解決ヲ爲サシムルト云フニ在ルノデアリマス、即ち當事者ノ申立ニ依リマシテ、所ニ出張シテ調停ノ任ニ當ラシムル、サウシテ、當事者雙方膝ヲ交ヘテ、互讓和解セシメルコトニ努力幹城ヲ爲サシムルノデアリマス、而シテ其調停ノ結果ニ對シマシテハ、裁判所ノ認可決定ヲ以テ裁判所ノ和解ト同一ノ效力ヲ付與スルモノデアリマシテ、在來ノ効果ト併せ行ハレテ、適當ナル調停ノ實ヲ舉グルコトニ便セシムルコトヲ期スルノデアリマス、故ニ或ハ本院ニ依テ調停ノ申立ノアリタル爭議ニ付キマシテハ、先づ勘解剖セシメテ、事實上ノ調停ニ付シ得ルシ者故ナク訴訟ノ願未又ハ調停主任、調停委員ノ意見若ハ其ノ多少ノ數ヲ漏泄シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

○國務大臣高橋是清君、本案ニ付キマシテ簡單ニ説明ヲ申上ダマス、本年ハ小作争議ハ頻々トシテ各地ニ起リマシテ、往々ニシテ當事者ノ間ニ思想ノ背馳ヲ生ジマシタリ、又感情ノ衝突ヲ來シマシタリ、一般ニ不安ノ念ヲ惹起シ、前途頗る憂慮スベキモ

○テアリマシタル爲ニ、政府ハ曩ニ小作調停法案ヲ作リマシテ、第四十六議會ニ提出致シタノデアリマスルガ、衆議院ニ於キマシテ審議未了ニ終リタルノデアリマス、然ルニ其後ニ於ケル小作争議ノ趨勢ヲ見ルヤ放任シテ置ク譯ニ行カナイヤウナ情勢デアリマス、故ニ政府ハ更ニ十分ノ調査ヲ遂

○議長(柏谷義三君)、右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

○(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(柏谷義三君)、右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

若槻内務大臣

砂防法中改正法律案

砂防法中改正法律案

第六條第一項ヲ左ノ如ク改ム

砂防設備ニシテ他府縣ノ利益ヲ保全ス
ル爲必要ナルトキ、其ノ利害關係一府
縣ニ止マラサルトキ、其ノ工事至難ナ
ルトキ又ハ其ノ工費至大ナルトキハ主
務大臣ハ之ヲ管理シ、其ノ工事ヲ施行
シ又ハ其ノ維持ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣若槻禮次郎君登壇〕

○國務大臣(若槻禮次郎君) 昨年九月ノ震

災ニ因リマシテ相模川、多摩川、酒匂川、花
水川、及早川流域ノ山地ガ大崩壊ヲ來シマ
シタ爲ニ、速ニ是ガ復舊工事ヲ要スル次第
デアリマスルガ、技術上モ至難ノ工事デア
リマスルシ、又其工費モ巨額ヲ要スルガ爲
ニ、關係府縣ヲシテ之ヲ施行セシメント致シマシテモ、到底其能クスル所デナインデ
アリマス、仍テ國ノ直轄工事トシテ施行ス

ルノガ相當デアルト認メテ居リマス、然ル

ニ現行砂防法第六條ノ規定ハ、他府縣ノ利

益ヲ保全スル爲必要ナルカ、又ハ其利害關係一府縣ニ止マラナイ場合ニ限テメミ、主

務大臣ニ於テ其工事ヲ直轄施行シ得ルコト

ガ規定シテアリマシテ、今回ノ復舊工事中

デ神奈川縣ノ花水川及早川ノ場合ニ之ヲ

通用スルコトカ出來ヌノデアリマス、然ル

ニ前ニ申上ダタ通り、是等二川ノ流域ニ於

テモ同ジク其工事が至難デアリマス故ニ、
又其工費ガ至大デアリマスガ故ニ、主務大臣ニ於テ其工事ヲ施行スルコトニ致シマス
コトガ相當デアルノデアリマス、故ニ是ガ爲ニ法律ノ規定ノ範圍ヲ擴メテ之ヲ改正ス
ルノ必要ガアルノデアリマス、本案ノ趣意ハ此ニ在ルノデアリマスカラ、願ハクバ十
分ニ御審議下サレテ、其適當ナル事ヲ御認メ下サレタナラバ、御協賛アランコトヲ希
望致シマス(拍手起ル)○議長(柏谷義三君) 右議案ノ審査ヲ付託
スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

右議案ノ審査ヲ付託セラレンコトヲ望ミマス

別委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス
〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

リマス、是ガ爲ニ會計法ニ規定スル所ノ所
定ノ様式ニ從ウテ、決算ノ整理ヲ遂グル能
ハザルモノガアルノデアリマス、又大正十
一年、十二年度ノ決算ノ帝國議會ニ對スル
報告ハ、是亦會計法ニ規定スル所ノ通常議
會ニ提出スルコトガ出來能ハヌノデアリマ
ス、又同一ノ理由ニ依リマシテ、大正十二
年度ノ出納ノ期限ガ七月三十日ヲ以テ締切
リマスモノヲ、九月三十日マデ延期ヲシタ
ト云フ規定デアリマス、是等ハレモ已ム
ヲ得ザルモノノ致シマシテ、委員會ニ於テ
各員何レモ異議ナク可決ヲ致シマシタノデ
アリマス、此段御報告致シマス○議長(柏谷義三君) 作間君ノ動議ニ御異
議ナシト認メマス、仍テ曰程ハ變更セラレ
マシタ、即チ茲ニ大正十年度乃至大正十二
年度ノ歲入歲出ノ決算ノ特別ニ關スル法律
案ヲ議題トシ、其第二讀會ノ續ヲ開キマス、
委員長ノ報告ヲ求メマス委員長俵孫一君
トヲ望ミマス

〔賛成〕〔賛成〕ト呼フ者アリ

〔賛成〕〔賛成〕ト呼フ者アリ

〔異議ナシ〕〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

リマス、是ガ爲ニ會計法ニ規定スル所ノ所
定ノ様式ニ從ウテ、決算ノ整理ヲ遂グル能
ハザルモノガアルノデアリマス、又大正十
一年、十二年度ノ決算ノ帝國議會ニ對スル
報告ハ、是亦會計法ニ規定スル所ノ通常議
會ニ提出スルコトガ出來能ハヌノデアリマ
ス、又同一ノ理由ニ依リマシテ、大正十二
年度ノ出納ノ期限ガ七月三十日ヲ以テ締切
リマスモノヲ、九月三十日マデ延期ヲシタ
ト云フ規定デアリマス、是等ハレモ已ム
ヲ得ザルモノノ致シマシテ、委員會ニ於テ
各員何レモ異議ナク可決ヲ致シマシタノデ
アリマス、此段御報告致シマス○議長(柏谷義三君) 作間君ノ動議ニ御異
議ナシト認メマス、仍テ曰程ハ變更セラレ
マシタ、即チ茲ニ大正十年度乃至大正十二
年度ノ歲入歲出ノ決算ノ特別ニ關スル法律
案ニアリマス、此度ノ災害ニ依テ地租等ヲ
免除スルコトハ當然デアリマスガ、之ヲ免
除スルガ爲ニ、折角選舉權ヲ持テ居ル者ニ
是ガ權利ヲ失ハシメルト云フコトハ相當デ
ナイト考へマシテ、茲ニ本案ヲ提出シテ、既
ニ持テ居ル選舉權ヲ失ハシメナイヤウニ
致シタイノデアリマス、ドウゾ十分ニ御報
せマス

〔賛成〕〔賛成〕ト呼フ者アリ

〔賛成〕〔賛成〕ト呼フ者アリ

〔異議ナシ〕〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔植原悦二郎君〕

○植原悅一郎君　只今議題トナツ居リマス
ル國籍法中改正法律案ノ提出ノ理由ヲ説明
致シマス、此案ハ第四十六議會ニ私提案ヲ
致シテ、委員會ニ付託サレテ、議事未了デ
終タ案デゴザイマス、其當時ニ於キマシニテ
モ此問題ハ米國ノ排日問題ニ極メテ重大ナ
ル關係ヲ有スルモノナルガ故ニ、一日モ早
ク此改正法律案ノ成立スルコトヲ希望スル
旨ヲ述べ、此問題ヲ解決シナケレバ、聽チハ
排日者ニ對シテ日本人排斥ノ最モ有力ナ化
口實ヲ與ヘルモノアルト云フコトヲ當時
私ハ主張致シマシタ、今年米國ニ於テ通過
セラマシタ所ノ新移民法排日條項ヲ制定ス
ルニ付キマシテ、米國ノ議會ニ於テハ議員
以外ノ者ヲ全國ヨリ集メマシテ、移民ニ關
スル、特ニ日本人移民ノ排斥ニ關スル贊成
不贊成ノ有力者ヲ集メテ、四日間米國ノ議
會ニ特別審査會ヲ開イタノデアリマス、廿
報告書ノ中ニモ日本人ノ排斥ニ對シテ最モ有
力ナル理由、而モ何人モ之ニ對シテ辯護又
不贊成ノ有力者ヲ集メテ、四日間米國ノ議
會ニ特別審査會ヲ開イタノデアリマス、廿
二十條ニ於キマシテ斯様ナ規定デアリマス
本人ノ志望ニ依リマシテ外國ノ國籍ヲ取得
シタル者ハ日本ノ國籍ヲ失フ、斯ウ云フ規
定が設ケラレテ居リマス、此國籍法ノ規定期
ハ大正四年ニ國籍法ガ改正セラマシタ時ニ
規定メラレタルモノデアリマシタ、此二十條
ノ規定ニ依リマスト、日本帝國ノ臣民ハ自
己ノ志望ニ依リマシテ、外國ニ歸化若クハ
其他ノ方法ニ依ッテ、國籍ヲ取得シタル場合ニ
ニハ、日本ノ國籍ヲ失フトアルガ故ニ、當

者ハ絕對ニ日本ノ國籍ヲ離脱スルコトノ出來ナイト云フ規定ガ設ケテレテ居リマス、自己ノ意思ニ依テ國籍ヲ離脱スルコトガ出來ルト云フナラバ、少クモ、丁年ヲ越エタ者ノコトヲ考慮致サナケレバナラナイ、米國及布哇ニ於テ生レマシタ所ノ日本ノ國籍ヲ有スル者約九万人アラウト思ヒマス、其中二三万ハ米國ノ大陸ニ居住スル者デアリマス、申スマデモナク日本ニ於テハ血族主義ノ國籍ヲ採ブテ居リマス、ソレ故ニ日本ノ臣民テアリマシテエ米國ノ領土内ニ生レタル子供ヲ儲ケマシテモ、其子供ハ當然日本ノ臣民、米國ニ於キマシテハ其兩親ガ何處ノ者デアリマシテエ米國ノ領土内ニ生レタル者ハ當然米國ノ市民トシテ取扱フノデアリマス、ソレ故ニ現在ニ於テ布哇——米國ニ於キマシテ二重國籍ヲ有スル所ノ日本人ガ約九万人アラウト思ヒマス、而シテ其九万ノ中デ親ガ十七歳未満ノ子供ノ爲ニ國籍ヲ離脱シタ者ハ極メテ少數デ、十七歳以上ニナリマスレバ絕對ニ國籍ヲ離脱スルコトガ出来ナイノデアルカラ、米國ニ生レ、米國ニ居住シ、米國ニ於テ生命財産ノ保護ヲ受ケテ居ルニ拘ラズ、其米國ニ自己ノ自由意願デ市民タルコトノ出来ナイ規定期ニナ、テ居ルノデアリマス、之ニ就キマシテ新排日移民法ノ制定サレル時ニ、委員會ニ於テ排日黨ノ巨頭「マクラッチャー」ガ申述ベタ一節ガアリマス、此一節ニハ斯様ナ事がアリマス、日本ハ徹頭徹尾軍國主義デアル、米國ニ澤山ノ日本人ヲ入レテ、米國デ育テ米國デ教育シ、米國ノ一部ニ於テ市民權ヲ有シテ、其生命財產ヲ米國ノ保護ヲ受ケテ居リナガリテ、日本デハ此國籍ノ離脱ヲ許サズ、永久ニ日本ノ國民トシテ徵兵ノ義務ニ服サシメテ居ル、布哇ニ於ケル福田某ト云フガ加キ者ハニ重國籍ヲ有シテ、自分が日本ノ國籍ヲ出来ルト云フナラバ、少クモ、丁年ヲ越エタ者ノコトヲ考慮致サナケレバナラナイ、米國及布哇ニ於テ生レマシタ所ノ日本ノ國籍ヲ有スル者約九万人アラウト思ヒマス、其

ナシダガ爲ニ、岡山縣ニ於テ其親ハ之が爲
メニ罰金ヲ拂々居ル、サウ云フ手續サヘモ
シテ、日本ノ國民ハ米國ニ於テ生レ、米國
ニ於テ育チ、米國ノ法律ノ保護ヲ受ケテ居
ル者スラモ國籍離脱ヲ許サオイト云フ證言
ヲ致シテ居リマス、是等ノ事ヲ考ヘマスル
ト、拂日ノ問題ニ對シテ私共米國ノ誤レル態
度ニ對シテモ、十分其非違ヲ絶ズ決心ヲ致
サナケレバナラナイ、ソレド同時ニ我が國
民ヲシテ海外ニ發展セシムル上ニヘ、海外ニ
於テ生レ、海外ニ於テ教育サレ、海外ニ於
テ居住スル者ハ自己ノ自由意志ニ依テ其
國籍ヲ定ムル法式ヲ執リマセヌケレバ、啻
ニ我ガ國民ノ海外發展ヲ阻止スルバカナリデ
ナク、遂ニハ米國ニ於テ現在拂斥セラレツ
ツアルニモ拘ラズ、十五万内外ノ日本人が
居リマスガ、此人ニハ永久ニ亞米利加ニ於
テ根據ヲ擗滅サレル、二重國籍ヲ有スル所
ノ國民ハ何處ノ國民ト雖モ米國ノ市民權ヲ
與ヘナイト云フヤウナ法律カ定メラレナイ
トモ申サレナインデアリマス、實ニ日本ノ
國家ノ海外發展ト拂日ノ問題ヲ考慮致シマ
スレバ、迅速ニ此問題ヲ解決シナケレバナ
ラヌ、法案ハ極メテ單純ナモノニアリマス
ガ、其影響スル所ハ極メテ重大ナルモノデ
アリマス、政府ニ於テモ多分此趣意目的ニ
對シテハ反対セラレナイトコトデアラウト承
知致シテ居リマス、議員諸君ニ於カレマシ
テモ、慎重審議御協賛ヲ賜ハランコトヲ切
望スル者デゴザイマス（拍手）

○高木益太郎君 罷災民ノ現状見ルニ忍ビ
シテ、茲ニ謹ンデ各位ニ對シテ本案ノ協
賛ヲ求ムル次第アリマス、此議會ハ始下
復興ノ議會ド申ス位デアリマシテ、現ニ此
震災善後ノ公債發行額ガ從來四億六千八百
五十万圓ガ十億九千六百七十四万四千六百
九十三圓——十億以上ノ公債ヲ發行スルト
云フヤウナコトデ諸君ガ御苦心ニナッテ居
ルメデアリマス、ソコデ是マテノ都市計畫
ト云フモノガ、今日マデマダ實行セラヒテ
居ラナイ、繪圖モマダ諸君ニ御配付ニシテ
テ居ラナイ、漸々昨日カ一昨日アタリ既簡
デ發賣スル所ノ多少ノ異同ガアル繪圖ガ復興
局ノ方カラシテ御手許ヘ配付ニキシタノ
デアリマスガ、復興局ノ繪圖上シテヘマダ
作製ガ出來テ居ラナイ、故ニ如何キル復興
計畫ヲ實行スルノデアルカ上云フコトヘ、マ
ダ公ノ繪圖ノ上ニ於テハ確認スルコトハ出
來ナイ、ソユデ此復興計畫ト云フモノハ如
何子ルモノデアルカト申シマスト云フコト、
畢竟是ハ後藤サンノ一夜作リノ案デアル、
慎重審議シタ所ノ案デナイト云フ事柄ハ、
元ガ二十億ノ案ト云フモノガ十億ニ減ジ、
十億ノ案ガ七億ニ減ジ、七億ノ案ガ四億九
千萬圓ニ減ジタ、其四億九千万圓ノ案ノ根柢
ハ何デアルカト云フト、山田ト云フ技術ヲ懇
シニ一晩カ二晩ノ内ニ持ヘタモノガ既云後
藤サンノ案デアル、ソコデ此計畫ト云フモ

計シマス、高木益太郎君

第四 特別都市計畫法中實施期二關至
ル法律案(高木益太郎君提出)

第一讀會

ニハ都市全體ニ瓦ル所ノモノデアルカト云
ヘバ、所謂半身不隨ノ都市計畫デアル、單
カニ當ル、其他ノ部分ニ付テハ何等ノ計畫ト
云フモノガナイ、焼残リノ部分ニ付テハ何
等指ヲ染メテ居ラナイ、又ソレノミナラズ
接續ノ町村ト云フモノニ付テノ關係ト云
フモノハ何等調査ヲシテ居ラナイ、諸君
ガ屢々、内務省ノ豫算ノ分科會ニ於テ永
イ間政府ニ鞭撻ヲ加ヘテ、ドウシテモ此都
市ノ將來ハ段々接續町村ノ發達ヲ俟ツ、
然ルニソコニ特別ナル計畫ト云フモノヲ
定メテ置カヌト云フト、家ハ建ツタ、又其所
ニ向テ市區改正ヲスルト云フヤウナコト
デ、住民モ迷惑デアレバ國モ亦餘計ナ失費
ヲシナケレバナラヌコトニナル、デアルカ
ラ大體計畫ノ繪圖ダケハ之ヲ定メテ置イ
テ、其繪圖ニ準據シテ家屋ナリ其他ノ建設
ヲスルト云フコトノ準備ヲシナケレバナラ
ヌト云フ事柄ハ、屢々議員諸君カラ政府ニ
警告シテ居ル所アリマス、ケレドモ、東京
市ノ接續町村トノ關係ニ付テモ、政府ハ何
等確定シタルモノハナイ、故ニ今度ノ都市
計畫ト云フモノハ全ク半身不隨ノ計畫デア
ル、本當ノ根本的ノ計畫デモ何デモアリハ
シナイ、又第二ニ若シ地震ニ對シテ震災地
ダケニ特別ニヤルト云フコトデアレバ、先以
テ地震ニ付テノ研究ト云フモノヲシナケレ
バナラヌ、今日モ議長ノ御手許ヘ地震研究
ニ關スル提案ガ、各派ノ諸君カラ出テ居ルノ
デアリマスガ、若シ是ガ神奈川縣地方ノ非
常ニ激烈ナル所ノ地震ガアツタ場所デアッタ
ナラバ、今日ノ所謂區劃整理ヤ何カデ以テ
學者ガ机ノ上ニ考ヘテ居ル事柄ト云フコト
ハ、根本カラ破レテシマフ、ソレ故ニ地震
國ニ於テ都市計畫ヲスルト云フニハ、先づ
地震ノ研究ヲシナケレバナラヌト云フコト
ハ、當然ノ次第デアル、紐育ノヤウニツノ
磐岩ノ上ニ都市ガ在ルト云フノデナクシ

云アモノハ、ドウ云フ方向ガ最モ激烈デア
ルカト云フコトヲ地震學ノ上カラ研究ヲシ
ナケレバ基礎ヲナサヌ次第デアル、之ニ就
テハ地震學ノ學者ガ屢々新聞其他ノ方法ニ
於テ意見ヲ公ニシテ居ルノデアルガ、此都
市計畫ノ上ニ於テ少シモ地震ノ研究ト云フ
モノハ考慮シテ居ラナイ、ソレハ後藤サン
ノ演説ノ上ニ於テモ其點ハ研究シナイト云
フコトハ明白デアル、是ガ國家百年ノ大計
デアルト云フコトヲ唱ヘルナラバ、地震學
ノ上カラシテドウ云フ工合デアル、地震ノ
地帶ノ上ニ於テ果シテドウ云フ方面ヲ避ケ
ナケレバナラヌ次第デアルカト云フコトニ
付テ研究シナケレバナラヌニ、土臺其道
ノ學者モ委員ノ中ニ這入テ居ラヌ位デアル
カラ、隨テ研究モ出來テ居ラヌノデアル、
甚ダドウモ輕卒極マッタ計畫ト言ハナケレ
バナラヌ、又第三ニ此計畫ガ根本カラ間
違ツテ居ルト云フコトハ、運河港灣ノ計畫ト
伴ニテ居ラナイ、東京トシテハ或ハ諸君ノ御
使ヒニナル品物ハ一噴毎ニ二園宛、水運ノ
便利ガ少イ爲ニ高イ物ヲ御拂ヒニナツテ居
ル、市民生活ノ上ニ於テハ一刻モ早ク東京
灣ノ築港ヲ爲シ、羽田カラシテ芝ニ至ル所
ノ運河ヲ設ケナケレバナラヌト云フコトハ
三四十年來ノ定論デアル、果シテ都市計畫
ヲヤルト云フコトデアレバ、陸バカリノ計
畫ヲ立テ、水ノ計畫ヲ立テスト云フコトノ
理窟ハナイ、ドウシテモ水陸相俟テ港灣運
河ノ計畫ト云フモノヲ立テナケレバ、之ヲ
畫ヲ立テ、水ノ計畫ヲ立テスト云フコトノ
理窟ハナイ、ドウシテモ水陸相俟テ港灣運
河ノ計畫ト云フモノハ港灣運河ニ付テノ計
畫ノ實行ト云フモノガ伴ニテ居ラヌ、單ニ道
路若クハ區劃整理ニ付テノミ即行シヤウト
此都市計畫ハ根本カラ偏頗ナル不具ナル計
画ノ實行ト云フモノガ伴ニテ居ラヌ、單ニ道
路若クハ區劃整理ニ付テノミ即行シヤウト

用シナケレバナラヌト云フコトヲ言ヘル、況ヤ今日國防上ノ關係若クハ防火ノ關係カラ、水ヲ利スレバソレデ宜イナドト云フコトハ大ナル誤リデアル、又第四ノ誤リハ都ノ中心ト云フモノハ東京驛ニ置イテ、サウシテ東西南北ニ二十哩ノ圓形ヲ描イテ、之ヲ大東京市ノ計畫ニスルト云フコトデアル、然ルニ其東京驛ハ一面ハ宮城、宮城ノ先ハ山ノ手デアル、又南ノ方ハ橋、芝ノ方ハ海ノ中デ、二十哩ノ圓形ヲ描イタ所ガ唯、水面ニ描クダケノ話デアル、都ハ多ク南北ニ發展スルト云フコトハ一般ノ趨勢デアルノデアリマスカラ、ドウシテモ計畫ヲ立テルト云フコトデアレバ、東京灣ノ築港——羽田カラ運河トスルト共ニ此邊ヲ大工業ノ工業地帶ニシナケレバナラヌト云フコトハ勿論デアル、深川、本所方面ハ小工業、若クハ家庭工業ニ使シテ、サウシテ芝カラ荏原郡ノ方面ニ向シテハ、兎ニ角横濱ガ十八哩シカナイノデアリマスカラ、二十哩ノ圓形ヲ描イタナラバ横濱モ勿論這入ルデアリマスカラシテ、ドウシテモ横濱ト云フモノヲ一ツノ實質上ノ市トシテ、此間ト云フモノハ工業地ナリ、住宅地ニシナケレバナラヌト云フコトハ固ヨリデアル、況ヤ之ヲ東京市トシテ設計スルト云フコトニナレバ、何百万坪ト云フ、此ニ新ラシイ、地面ガ出來ルコトハ疑ナイサウシマスルト都ノ中心ト云フモノガ動クト云フコトハ又爭フベカラザル次第デアル、然ルニ後藤式ノ計畫ト云フモノハ全然闇却ヲシテ居ルヤウナ傾キヲ見ル、今日都ノ中心ト云フモノハ段々移動シテ、昔ハ絡スルカト云フコトノ研究ト云フモノハ全急イテ、後トデ此道路ガドウ云フ方面ニ連絡スルカト云フコトノ研究ト云フモノハ全日本橋ハ繁榮デアタケレドモ、今日ハ神樂坂若クハ道坂、或ハ三田ト云フモノガ

中心ニナツテ居ル決シテ日本橋カ中心デハ
ナイ、誠ニ人間ノ數モ少ク、夜ナド寥々タ
ルモノデアル、此經濟生活ノ中心ト云フモ
ノガ移動スル時ニデス、溢リニ道路ヲ勝手
ニ決メルト云フコトハ、果シテ國家百年ノ
大計デアルカトニ云フコトガ言ヘル次第デ
アルカドウカ、又經濟上生活上ノ中心ハ何
デアルカト云ヘバ、人ノ密集スル所ノ場所
ト云フモノガ一番大切デアル、内務省ノ役
人ノ中ニハ往々公園ヲ第一着ニ拵ヘナケレ
バナラスト云フコトヲ言ツテ居ルケレドモ、
果シテ公園ト云フモノガ——日本ノ公園ハ
西洋ノ公園ト同様ナ考ヲ以テ見ルベキモノ
デアルカドウデアルカ、又公園ト云フモノ
デ日夜ドウ云フ事が行ハレテ居ルカドウデ
アルカ、又公園ト云フモノガ——良家ノ子
女ヲ夜中公園ナドニヤルコトガ出來ルカド
ウデアルカト云フコトハ論ヲ待タヌ状況デ
アル、其公園ト云フヤウナモノヲ急イデ拵
ヘルヨリハ、先ヅ以テ經濟復興ニ付テハ市
場ト云フ問題ニ付テ研究シナケレバナラ
ヌ、經濟問題ニ付テ研究ヲシナケレバナ
ラヌ、經濟問題ニ付テ研究ヲスルト云
フコトデアレバ、食品ノ市場ヲ何處ニ
スルカ、例ヘバ日本橋ノ魚市場ヲ芝ニ
移シ、芝カト思フト築地ニ移ス、朝令
暮改、此關係人ト云フモノハ非常ニ困難ヲ
極メテ、結局騒擾事件ガ起テ居ル上云フコト
ハ諸君御承知ノ次第デアル、又區劃整理ノ
爲ニ株式取引所ヲ移轉スル、株式取引所ガ
移轉スレバ米穀取引所モ移轉スル、株式取
引所ニ例ヘバ一万五千人ノ人ガ來ルト云ヘ
バ、是ハ往來スル所ノ道路、此人間ヲ運ブ
所ノ交通機關ガ總テ動クコトニナル、ソレ
故ニ道路ヲ決メルニハ、先ヅ市場ヲ何所ニ
置クカ隨テ食品ノ三市場ヲ何所ニ置ク、株
式取引所ヲ何所ニ置ク、米穀取引所ヲ何處
ニ置クト云フコトガ決ツテ、之ヲ連絡スル所

ノ道路ト、之ヲ運搬スル所ノ交通機關ガ決
タル政策ト思フ、ソレ故ニ今度ノ後藤式案
ト云フモノハ、此點ノ研究ヲ怠テ居ル、次ニ
國防上ノ調査上云ウテモ少シモシテ居ナイ、
今日諸君及吾々が日夜心配ヲシテ居ルノハ
何デアルカト云フト、議會ニ於ケル所ノ豫算
ノ大部分ハ國防ニ關スルモノデアル、而シテ
舊式ノ總テノモノヲ捨テハ、新シイ飛行機
ノ襲來、其外地下ニ於ケル所ノ防禦ノ事物、
例ヘバ地下室デアルトカ、穴藏ノ設備デア
ルトカ、或ハ井戸ノ開鑿デアルトカ地下電
車デアルト云フヤウナ問題ニ付テ、諸君ダ
御苦心ヲ煩ハサナケレバナラヌヤウナ次第
デアル、然ルニ此國防ノ關係ト云フモノハ
都市計畫ノ委員ノ中ニ於テ偶、長岡君ナド
ガ發言スルト、殆ド問題ニシナイヤウナ狀
況ヲ見ル、是故ニ長岡サンカラ諸君ノ御手
許ニ建議案ガ出テ居リマスカ、如何ニモ之
ヲ見マスト云フト尤モナ次第ニ存ジマス、倫
敦、巴里「プラッセル」、柏林、桑港ノ例ヲ擧グ
マシテ、ソウシテ總テ都市ニハ公園ト同時
ニ飛行場ヲ備ヘナケレバナラヌ、サウシテ
東京市ニ於テハ國際飛行場ト云フモノヲ
隅田川ニ置クヨリ外ハナイト云フコトニ付
テ詳細ナル意見書、又ハ建議書ガ諸君ノ御
手許ニ配付ニナシテ居ル、是ハ單ニ軍事上ノ
關係バカリデハナイ、平時ノ文化事業ノ上
カラ云シテモ、ドウシテモ面積二三十万坪ヲ
有スル所ノ飛行場ト云フモノヲ設ケナケレ
バイカヌト云フコトノ懇々具體的ニ交通ニ
スル、水道、瓦斯、電氣ニ付テモ之ニ注意
ヲ要スト云フノデ、第一カラ第五マデ色ニ
深切ナル御注意ノ事項ガ書イテアル、然ル
ニ是等ノ肝要ナル事柄ト云フモノハ、少シ

モ内務省ノ起案ニ係ル、所謂後藤案ナルモノニハ現レテ居ラヌ、何モ今日マデ都市計畫市區改正ヲシタ人デモ、決シテボンヤリシテ居ツタノデハナイ、時代ニ相應シタ計畫ハシタノデアリマスガ、時ノ進化ニ依テ新シイモノガ出来タ後ニナルト云フト、不足ノヤウナ感ジヲ持ツ、現ニ長岡氏カラスノ如キ御注意ガアルニ拘ハラズ、此都市計畫ノ上ニ於テ國防上ノ研究ト云フモノハ全ク遺脱シテ居ル、是ハドウモ非常ナ誤リデアラウト考ヘマス、又モウ一ツ甚ダ間違テ居ル事柄ハ、地下埋設物ニ關スル整理ヲシテ居ラズ、御手許ノ書類ニ依リ昨日ノ委員會ノ問答ノ結果ニ依ルト、新聞デハ千六百万圓ト云フコトデアリマシタガ、段々聞イテ見ルト上下水道、電信、電話デ二千万圓ノ豫算ヲ計上シテ居ルト云フコトデアリマス、所ガ東京市ノ經營ニ係ル電氣ノ關係ダケデモ六千万圓掛ル、其他警視廳、遞信省、東京瓦斯會社、東京電燈ト云フヤウナ分ヲ合セルト地下ノ埋設物ハ一億以上ヲ要スル、此二億ハ何モ改善ノ爲ニ要スルノデハナイ、移動スル爲ニ從來ノ計畫ヲ無駄ニシテ、ソレト同様ノ設備ヲスル爲ニ二億ヲ要スル、所ガ諸君ノ御手許ニ廻シテ居ル豫算案ヲ見ルト、僅カ二千万圓シカ計上シテナイ、其二千万圓モ方々ニ首ヲ出シテ、地下ノ埋設物ノ整理トシテ二千万圓現ハレテ居ルガ、此方ニ何百万圓、彼方ニ何百万圓、綜合スルト二千万圓ニナル、其二千万圓モ實地ドウカト云フト、二億ノ金ヲ要スルト云フ次第ナンデ、區割整理ハヤッタ、水ハ來ナイ、電燈ハ點カナイ、電話ハ利用スルコトガ出来ナイト云ツタナラバ、ドウシテ國民ハ生活スルコトガ出來ルノデアルカ、實ニ不深切検エタモノト言ハナケレバナラヌ、又此計畫ト

ドウシテモ色ニノ都市計畫ヲスルニ付テ、第一ニ入用ナモノハ資金デアル、然ルニ御承知ノ通り山本内閣ハ一億八千万圓ノ保険一割弱ノ支拂ニ止メタ、又建築會社ノ計畫ト云フモノモマダ實行サレテ居ラヌ、其他低利資金ノ貸付ニ關スルモノデ、或ハ營業、或ハ建築ノ資金ニシヤウト云フヤウナモノモ現在マダ政府カラ一錢一厘モ來テ居ラナイノデアル、サウシテ見ルト云フト此帝都復興ノ計畫ハ、矢張他ノ案ト共ニ相並ビ立テ、轡ガ立ブガ如ク揃テ初メテヤルコトガ出来ル、一ツノ計畫ダケヲ先ヅ先キニヤルト云フコトハ到底想像スルコトガ出來ナイ次第デアルノニ、現在ノ狀況ハドウデアルカト云フト、都市計畫中區劃整理ノミヲ非常ニ進行シヤウ、五月カ六月、少クモ八月マニドン～ヤラウ、斯ウ云フコトニナフテ居ルト云フコトハ甚ダ不都合千萬ナ事デアラウト考ヘル、又之ヲヤリマスノハ長イ間ノ懸案デアフテ、屢々諸君ガ建議案トシテ御決議ニナリマシタ大都市ノ制度ト云フモノヲ共ニ行ハナケレバ運用ノ出來ルモノデナイト云フコトモ論ヲ俟タヌ、何時モ東京市長ガ内務省ノ手ヲ經ル、内務省ノ手ヲ經ルノニモ其間ニ東京府知事が這入ルト云フノデ色ニ繁文縟禮ノ手續ヲ要スルト云フコトデ、今度ノ復興計畫ヲ迅速ニヤルコトハ論ヲ俟タヌ譯ニアリマスカラ、此運用ト云フモノハ、矢張大都市制度ト相俟ツベキ次第アルノニ、政府ハマダ何等ノ提案がナイ、ドウシテ都市復興ガ諸君ノ御審議遊バサレル十億ノ公債ヲ發行スルニハ、之ヲ活シテ使ハナケレバナラヌ、其局ニ當ル者が中間ニ色ニノ關所ガアシテ其活動ヲ妨ダルト云フコトデ、御協賛ノ趣意ヲ完ウスルコトガ出来ルデアラウカ、甚ダ憂慮ニ堪ヘヌ次第デアリマス、又他ノ方面カラ考ヘマスト云フト、總テノ事業ト云フモノハ法ニアラズシ

テ人ニアル、然ルニ復興、計畫ニ關スル委員組織ヲ見ルト云フト、一昨日ノ官報カデ中央都市計畫ノ委員諸君ガ、前内閣ニ關係アル諸君ガ御就職ニナッテ、洵ニ是ハ結構ナ事デアルガ、其他ノ方々ハドウ云フ人々デアルカト云フト、兎三角東京ノ問題ヲ決メルノニハ、東京ノ事情ニ精通シタル者ヲ以テ之三充テルト云フコトハ當然ナ譯デアル、然ルニ東京市會ノ議員中此委員ニナッタ者ハ衆議院議員ノ資格ヲ持ツテ居ル者ヲ除キマシテ、八十五人ノ市會議員中、僅カニ五名デアル、後ハ復興審議會デアルトカ、復興參與トカ云フモノガ大分出來マシタケレドモ、其評議員ニナッタ者ハ僅ニ五人、ソコデ東京市會ハ、後藤子ガ東京市會ヲ侮辱スルモノトシテ、東京市會カラ委員ヲ申出タ者ハ一人モナイ、皆申合セテ委員ノ候補者ト云フモノヲ舉ダナカツタ、ソレデアルカラ後藤サンハ所謂後藤系ノ市會議員、若クハ後藤寸ニ同情ヲ持ツテ居ル市會議員五人ヲ舉ダタノデアル、本當ノ八十五人ノ東京市會ハ此度ノ委員ハ何人デアルト云フコトヲ決メタノデモ何デモナイ、ソレガ僅ニ五人アルダケデアリマス、所ガ復興審議會、復興參與復興事業ヲスルニ付テ適材ヲ適所ニ置イタハ勿論、後藤子ハ退キ、其委員ガ内務省ノ特別都市計畫局ノ委員ニ引繼ギニナッテ居ルダケデアリマシテ、是ガ必ズシモ東京ノシテ研究シテ、其所ニ適當ナ案ガ出來ルノ復興事業ヲスルニ付テ適材ヲ適所ニ置イタト云フコトハ出來ヌ、物ト云フモノハ色々ノ方面カラ人物ヲ集メテ十分互ニ切磋琢磨シテ研究シテ、其所ニ適當ナ案ガ出來ルニ、後藤系ノ市會議員、若クハ後藤子ニ同情ヲ持シテ居ル市會議員ガ僅カ五人残シテ、ソレダケデ果シテ是ダケ諸君ガ御心配ニナルモノカ、憂慮ニ堪ヘヌ、然ルニ諸君ノ御手許ニ土木建築協會カラスウ云フ請願書ガ來テ居ル、之ヲ讀デ見ルト如何ニモ理由ガア

ル「帝都復興ノ要旨ハ堅實且ツ經濟的ニ土木建築ノ事業ヲ遂行スルニ在リ、然ルニ從來組織サレタル委員中ニ土木建築業者ヲ除外シタルハ遺憾ナリ」ト云フコトヲ書イテアリマス、如何ニモドウモ建築事業家若クハ材料家ト云フモノヲ委員中ニ入レヌト云フコトハ全クソレハ手落デアル、其手落ノ證據ハドウ云アコトデアルカト云フト、昨日ノ委員會ニ現レタル事實ニ依レバ、後藤内務大臣ノ時ニ亞米利加ヘ持テ行テ鐵ト材木ト炭ヲ註文シタ、ドノ位註文シタカト云フト一千五六十萬圓ノ註文ヲシタ、所ガ素人ノ註文デアルカラ向フへ一度ニ註文ガ行クト、亞米利加ニ於ケル材木ノ値段ガ一時ニ高クナッテシマッテ〔簡単ト呼フ者アリ〕豫算ニ關係ノアル問題デアリマシテ唯、抽象的ニ議論スルコトガ出來ナイ、事實ニ就テ論ジナケレバナラス、ソコデ此一千五六百万圓デ買タモノガ今日ハ暴落シテシマッテ、其材木ハ深川近邊デ今朝ノ新聞ヲ見ル三百万圓値引キヲスルカラ深川ノ材木商ニ引取テ吳レト云シテモ誰モ取合フ者ガナイトシテ、其材木ハ深川近邊デ正午ノ地震襲来ノ思ヒテ、是ハ畢竟スルニ素人バカリ集テ、國費ヲ以テサウ云フ多大ノ註文ヲシタ、註文ヲシタ結果ハ誰モ賣人ガナク背負込ニナル、之ヲ材木屋ニ賣却ヲシヤウトスレバ材木屋ガ鼻ヲ摘ンデ買ハヌト云フ工合テ、今日其木材ガ持腐レニナシテ居る狀態デアル、如何ナル事デアリマスカ畢竟是ハ局ニ當ル者ガ其人ヲ得ザル結果デアル、殊ニ憲政會ノ中原代議士カラノ質問ニ依ルト、此事實ハドウデアルカト云ウテ中原代議士ガ質問ヲシタ所ガ、ハ百六十圓ノ値段デアルガ、復興局ハ二百二十圓金ヲ拂テ居ル、此事實ハドウデアルカト云ウテ中原代議士ガ質問ヲシタ所ガ、復興局ニ於テ明白ナル答辯が出來ナカクタ、畢竟スルニ役人ガ物ヲ賣買スルコトハ事々物々斯ノ如キ間違ヲ生ズルコトハ、民間ノ

事情ヲ知ラヌカラデアリマス、殊ニ今日ノ復興計畫ハ其人ヲ得ヌノデ、其遂行ノ上ニ於日ノ委員會ニ現レタル事實ニ依レバ、後藤内務大臣ノ時ニ亞米利加ヘ持テ行テ鐵ト材木ト炭ヲ註文シタ、ドノ位註文シタカト云フト一千五六十萬圓ノ註文ヲシタ、所ガ素人ノ註文デアルカラ向フへ一度ニ註文ガ行クト、亞米利加ニ於ケル材木ノ値段ガ一時ニ高クナッテシマッテ〔簡単ト呼フ者アリ〕豫算ニ關係ノアル問題デアリマシテ唯、抽象的ニ議論スルコトガ出來ナイ、事實ニ就テ論ジナケレバナラス、ソコデ此一千五六百万圓デ買タモノガ今日ハ暴落シテシマッテ、其材木ハ深川近邊デ今朝ノ新聞ヲ見ル三百万圓値引キヲスルカラ深川ノ材木商ニ引取テ吳レト云シテモ誰モ取合フ者ガナイトシテ、其材木ハ深川近邊デ正午ノ地震襲来ノ思ヒテ、是ハ畢竟スルニ素人バカリ集テ、國費ヲ以テサウ云フ多大ノ註文ヲシタ、註文ヲシタ結果ハ誰モ賣人ガナク背負込ニナル、之ヲ材木屋ニ賣却ヲシヤウトスレバ材木屋ガ鼻ヲ摘ンデ買ハヌト云フ工合テ、今日其木材ガ持腐レニナシテ居る狀態デアル、如何ナル事デアリマスカ畢竟是ハ局ニ當ル者ガ其人ヲ得ザル結果デアル、殊ニ憲政會ノ中原代議士カラノ質問ニ依ルト、此事實ハドウデアルカト云ウテ中原代議士ガ質問ヲシタ所ガ、ハ百六十圓ノ値段デアルガ、復興局ハ二百二十圓金ヲ拂テ居ル、此事實ハドウデアルカト云ウテ中原代議士ガ質問ヲシタ所ガ、復興局ニ於テ明白ナル答辯が出來ナカクタ、畢竟スルニ役人ガ物ヲ賣買スルコトハ事々物々斯ノ如キ間違ヲ生ズルコトハ、民間ノ

「帝都ノ復興ニハ商工業者ノ實力恢復ニ待テネバナラヌ、「バラック」建ノ假建築デ取敢ヘズ營業ヲ開キシ者ハ財産ノ大部分ヲ失テハ憂慮スベキトデアルト吾々ハ信ズルモノニ諸君が十分ナル一ツ研究ヲ要スルノ内務大臣ノ時ニ亞米利加ヘ持テ行テ鐵ト材木ト炭ヲ註文シタカト云フト、昨云フト一千五六十萬圓ノ註文ヲシタ、所ガ素人ノ註文デアルカラ向フへ一度ニ註文ガ行クト、亞米利加ニ於ケル材木ノ値段ガ一時ニ高クナッテシマッテ〔簡単ト呼フ者アリ〕豫算ニ關係ノアル問題デアリマシテ唯、抽象的ニ議論スルコトガ出來ナイ、事實ニ就テ論ジナケレバナラス、ソコデ此一千五六百万圓デ買タモノガ今日ハ暴落シテシマッテ、其材木ハ深川近邊デ今朝ノ新聞ヲ見ル三百万圓値引キヲスルカラ深川ノ材木商ニ引取テ吳レト云シテモ誰モ取合フ者ガナイトシテ、其材木ハ深川近邊デ正午ノ地震襲来ノ思ヒテ、是ハ畢竟スルニ素人バカリ集テ、國費ヲ以テサウ云フ多大ノ註文ヲシタ、註文ヲシタ結果ハ誰モ賣人ガナク背負込ニナル、之ヲ材木屋ニ賣却ヲシヤウトスレバ材木屋ガ鼻ヲ摘ンデ買ハヌト云フ工合テ、今日其木材ガ持腐レニナシテ居る狀態デアル、如何ナル事デアリマスカ畢竟是ハ局ニ當ル者ガ其人ヲ得ザル結果デアル、殊ニ憲政會ノ中原代議士カラノ質問ニ依ルト、此事實ハドウデアルカト云ウテ中原代議士ガ質問ヲシタ所ガ、ハ百六十圓ノ値段デアルガ、復興局ハ二百二十圓金ヲ拂テ居ル、此事實ハドウデアルカト云ウテ中原代議士ガ質問ヲシタ所ガ、復興局ニ於テ明白ナル答辯が出來ナカクタ、畢竟スルニ役人ガ物ヲ賣買スルコトハ事々物々斯ノ如キ間違ヲ生ズルコトハ、民間ノ

「帝都ノ復興ニハ商工業者ノ實力恢復ニ待テネバナラヌ、「バラック」建ノ假建築デ取敢ヘズ營業ヲ開キシ者ハ財産ノ大部分ヲ失テハ憂慮スベキトデアルト吾々ハ信ズルモノニ諸君が十分ナル一ツ研究ヲ要スルノ内務大臣ノ時ニ亞米利加ヘ持テ行テ鐵ト材木ト炭ヲ註文シタカト云フト、昨云フト一千五六十萬圓ノ註文ヲシタ、所ガ素人ノ註文デアルカラ向フへ一度ニ註文ガ行クト、亞米利加ニ於ケル材木ノ値段ガ一時ニ高クナッテシマッテ〔簡単ト呼フ者アリ〕豫算ニ關係ノアル問題デアリマシテ唯、抽象的ニ議論スルコトガ出來ナイ、事實ニ就テ論ジナケレバナラス、ソコデ此一千五六百万圓デ買タモノガ今日ハ暴落シテシマッテ、其材木ハ深川近邊デ今朝ノ新聞ヲ見ル三百万圓値引キヲスルカラ深川ノ材木商ニ引取テ吳レト云シテモ誰モ取合フ者ガナイトシテ、其材木ハ深川近邊デ正午ノ地震襲来ノ思ヒテ、是ハ畢竟スルニ素人バカリ集テ、國費ヲ以テサウ云フ多大ノ註文ヲシタ、註文ヲシタ結果ハ誰モ賣人ガナク背負込ニナル、之ヲ材木屋ニ賣却ヲシヤウトスレバ材木屋ガ鼻ヲ摘ンデ買ハヌト云フ工合テ、今日其木材ガ持腐レニナシテ居る狀態デアル、如何ナル事デアリマスカ畢竟是ハ局ニ當ル者ガ其人ヲ得ザル結果デアル、殊ニ憲政會ノ中原代議士カラノ質問ニ依ルト、此事實ハドウデアルカト云ウテ中原代議士ガ質問ヲシタ所ガ、ハ百六十圓ノ値段デアルガ、復興局ハ二百二十圓金ヲ拂テ居ル、此事實ハドウデアルカト云ウテ中原代議士ガ質問ヲシタ所ガ、復興局ニ於テ明白ナル答辯が出來ナカクタ、畢竟スルニ役人ガ物ヲ賣買スルコトハ事々物々斯ノ如キ間違ヲ生ズルコトハ、民間ノ

「帝都ノ復興ニハ商工業者ノ實力恢復ニ待テネバナラヌ、「バラック」建ノ假建築デ取敢ヘズ營業ヲ開キシ者ハ財産ノ大部分ヲ失テハ憂慮スベキトデアルト吾々ハ信ズルモノニ諸君が十分ナル一ツ研究ヲ要スルノ内務大臣ノ時ニ亞米利加ヘ持テ行テ鐵ト材木ト炭ヲ註文シタカト云フト、昨云フト一千五六十萬圓ノ註文ヲシタ、所ガ素人ノ註文デアルカラ向フへ一度ニ註文ガ行クト、亞米利加ニ於ケル材木ノ値段ガ一時ニ高クナッテシマッテ〔簡単ト呼フ者アリ〕豫算ニ關係ノアル問題デアリマシテ唯、抽象的ニ議論スルコトガ出來ナイ、事實ニ就テ論ジナケレバナラス、ソコデ此一千五六百万圓デ買タモノガ今日ハ暴落シテシマッテ、其材木ハ深川近邊デ今朝ノ新聞ヲ見ル三百万圓値引キヲスルカラ深川ノ材木商ニ引取テ吳レト云シテモ誰モ取合フ者ガナイトシテ、其材木ハ深川近邊デ正午ノ地震襲来ノ思ヒテ、是ハ畢竟スルニ素人バカリ集テ、國費ヲ以テサウ云フ多大ノ註文ヲシタ、註文ヲシタ結果ハ誰モ賣人ガナク背負込ニナル、之ヲ材木屋ニ賣却ヲシヤウトスレバ材木屋ガ鼻ヲ摘ンデ買ハヌト云フ工合テ、今日其木材ガ持腐レニナシテ居る狀態デアル、如何ナル事デアリマスカ畢竟是ハ局ニ當ル者ガ其人ヲ得ザル結果デアル、殊ニ憲政會ノ中原代議士カラノ質問ニ依ルト、此事實ハドウデアルカト云ウテ中原代議士ガ質問ヲシタ所ガ、ハ百六十圓ノ値段デアルガ、復興局ハ二百二十圓金ヲ拂テ居ル、此事實ハドウデアルカト云ウテ中原代議士ガ質問ヲシタ所ガ、復興局ニ於テ明白ナル答辯が出來ナカクタ、畢竟スルニ役人ガ物ヲ賣買スルコトハ事々物々斯ノ如キ間違ヲ生ズルコトハ、民間ノ

「帝都ノ復興ニハ商工業者ノ實力恢復ニ待テネバナラヌ、「バラック」建ノ假建築デ取敢ヘズ營業ヲ開キシ者ハ財産ノ大部分ヲ失テハ憂慮スベキトデアルト吾々ハ信ズルモノニ諸君が十分ナル一ツ研究ヲ要スルノ内務大臣ノ時ニ亞米利加ヘ持テ行テ鐵ト材木ト炭ヲ註文シタカト云フト、昨云フト一千五六十萬圓ノ註文ヲシタ、所ガ素人ノ註文デアルカラ向フへ一度ニ註文ガ行クト、亞米利加ニ於ケル材木ノ値段ガ一時ニ高クナッテシマッテ〔簡単ト呼フ者アリ〕豫算ニ關係ノアル問題デアリマシテ唯、抽象的ニ議論スルコトガ出來ナイ、事實ニ就テ論ジナケレバナラス、ソコデ此一千五六百万圓デ買タモノガ今日ハ暴落シテシマッテ、其材木ハ深川近邊デ今朝ノ新聞ヲ見ル三百万圓値引キヲスルカラ深川ノ材木商ニ引取テ吳レト云シテモ誰モ取合フ者ガナイトシテ、其材木ハ深川近邊デ正午ノ地震襲来ノ思ヒテ、是ハ畢竟スルニ素人バカリ集テ、國費ヲ以テサウ云フ多大ノ註文ヲシタ、註文ヲシタ結果ハ誰モ賣人ガナク背負込ニナル、之ヲ材木屋ニ賣却ヲシヤウトスレバ材木屋ガ鼻ヲ摘ンデ買ハヌト云フ工合テ、今日其木材ガ持腐レニナシテ居る狀態デアル、如何ナル事デアリマスカ畢竟是ハ局ニ當ル者ガ其人ヲ得ザル結果デアル、殊ニ憲政會ノ中原代議士カラノ質問ニ依ルト、此事實ハドウデアルカト云ウテ中原代議士ガ質問ヲシタ所ガ、ハ百六十圓ノ値段デアルガ、復興局ハ二百二十圓金ヲ拂テ居ル、此事實ハドウデアルカト云ウテ中原代議士ガ質問ヲシタ所ガ、復興局ニ於テ明白ナル答辯が出來ナカクタ、畢竟スルニ役人ガ物ヲ賣買スルコトハ事々物々斯ノ如キ間違ヲ生ズルコトハ、民間ノ

來又、又永久ノ建物、耐火ノ建物ヲ建テヤウト云テモ五年間ハ與ヘラレタル土地ニ向テ之ヲヤルコトガ出來ヌコトニナリマス、而シテ其間ハ現今ノ如キ「バランク」ノ住居ノヤウナモノニ住ハナケレバナラヌカラ、保安ノ上カラ申シテモ、衛生状態カラ申シテモ、五年間ハ淘ニ憂慮スベキ状態ハ殘ルト考ヘマス、斯ノ如キ事ヲ考ヘマスト、區劃整理ヲ五年間延期スルナドト云フ事柄ハ、私ハ帝都復興ヲ速ニ完成スル上カラ極メテ宜クナイ事ト信ズルノデアリマス(拍手)、罹災地ヲ代表シテ居ラレル高木君ノ意見デアリマス故ニ、私ハ何所マデモ此意見ハ尊重シタイト考ヘマスケレドモ、帝都復興ノ大問題ノ爲ニハ、此法律ニ反対セザルヲ得ナイノデアリマス(拍手)

公園一局部ノ問題ニ於テモサウデアル、然ルニ後藤子ノ案ト云フモノハ、此案ヲ拵ヘル場合ニハ市會議員ガ五人デアツ、公園一五名ガ今度ズ、ト襲踏シテ居ルノデアルカラシテ四名ノ委員ヲ選ブノニ此大事業ガ後藤子ノ時代ニ於テハ市會議員ガ僅ニ五名、其コトハ自ラ分ル、況ヤ從來ノ案ト云フモノハ、例ヘバ秋葉ヶ原ノ市場へ行テ見ルト、鐵道省トノ協調モ付イテナイ、鐵道省トノ協調ガ付イテナイカラ漸ク市ハ十万圓ノ金ヲ投ジテ市場ヲ拵ヘタケレドモ、ソレヘ這入ルコトガ出來ナイ、ソコデ神田ノ市場ト云フモノハ矢張舊來ノ場所デ營業シテ居ル、是ガ爲ニ十万圓ト云フ復興ニ關スル金ヲ無駄ニ拂テ居ル、總テノ協調ト云フモノガ出來テ居ラヌ、殊ニ大臣ノ就職前ニ一旦決マッタル線路ヲ、多勢ノ民衆ガ内務大臣ノ官邸ヘ押掛けテ、ソレガ爲ニ朝令暮改ヲヤッテ、午前ニ決マッタ線路ヲ午後ニ變更シタト云フ事實ガアル、其線路ハマダ公ニシテ居ラヌデハナイカ、何人モ東京ノ都市計畫ノ官廳ガ出シテ居ル公ノ繪圖ト云フモノヲ見タ者ハナイ、ドウシテソナンモノヲ政府ガ實行出来ルト云フノデアリマセウカ、私ハ甚ダ遺憾千萬デアル、ヤルナラバヤルダケノモノヲチヤント人民ニ得心ヲ與ヘテ、オ前ノ方ハ何坪掛カル、何時カラ是ハ若手ヲスル、例ヘバ日本橋ハ來年カラ掛カル、神田ハ再來年、深川、本所ハ又其翌年ト云フヤウナ順序ヲ決メナケレバナラヌノニ、其順序ガ今日マデ決マッテ居ラヌ、ソンナ不深切ナ市區改正事業ト云フモノガ世界中何處ニ在ルカ、吾々ハ今日現内閣ヲ信任スルコトハ厚イノデアリマスカラ、ドウゾサウ云フヤウナ無理ナ事ヲナサラヌデ、聰明ナル大臣ニ改モウ一遍御考ヘ直シヲ願ツテ、私が壇上ニ陳

情ノ趣意ヲ述ベルト、直グ反對スルト云フヤウナ事ヲ爲サラナイデ、今晚御歸リニテ、能ク胸ノ上ニ手ヲ當テ、御研究ヲシテ戴キタイ、先づ之ニ對シテノ御意見ハ如何デアルカト云フコトヲ伺ヒタイ

○作間耕逸君 本案ハ議長指名、九名ノ委員ニ付託セラレントヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 御異議アリマセスカ

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議御異議ハアリマセヌカ

〔「議長々々」「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 異議ナイト認メマス、作間君ノ動議ノ通り決シマス、次ノ日程……

〔「議長異議アリ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 次ノ日程第五、第六ハ同一議案ナルニ依リ、一括議題トナスニ異議ハアリマセヌカ

〔「議長横暴」「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 静浦三顧ヒマス〔議長異議ガアリマス」「ト呼フ者アリ、其他發言スル者多シ〕

○副議長(小泉又次郎君) 異議ナイト認メテ宣告ヲ致シマシタ〔「拍手起ル」「議長横暴」「ト呼フ者アリ」次ノ日程第五、第六ハ同一議案ナルニ依リ、一括シテ議題トナスニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 一括シテ議題ト致シマス、日程第五、小樽港鐵道省第二期工事速成ニ關スル建議案、日程第六、小樽港海陸聯絡設備完成ニ關スル建議案、提出者山本厚三君ノ趣旨辯明ヲ求メマス、提出者山本厚三君

第五 小樽港鐵道省第二期工事速成ニ關スル建議案（山本厚三君外六名提出）
小樽港鐵道省第二期工事速成ニ關スル建議案（山本厚三君等六名提出）

右建議ス
第六 小樽港海陸聯絡設備完成ニ關スル建議案
小樽港海陸聯絡設備完成ニ關スル建議案
右建議ス
（山本厚三君登壇、拍手起立）
○山本厚三君　只今上提ニナリマシタ小樽港鐵道省第二期工事速成ニ關スル建議案二付テ、提案ノ趣意ヲ簡單ニ説明致シマス、小樽港ハ御承知ノ如クニ北海道ノ樞要ナル港デアリマスルガ、此北海道ノ拓殖ハ近來非常ニ進展ヲ致シマシテ、生産額ニ於テモ既ニ五億ニ垂ミトシテ居リ、總テ木材テモ既ニ五億ニ垂ミトシテ居リ、總テ木材ナル港デアリマスルガ、此北海道ノ拓殖ハ近來非常ニ進展ヲ致シマシテ、生産額ニ於

日ノ未舉地ヲ開墾致シマスレバ、尙ほ五百萬石ノ多クヲ產スルノ餘地ガアルヤウナ譯デ、植民地ノ點カラ申シマシテモ東北ト同ジ密度ニ於テ五百万人人ノ多クヲ植エルコトガ出來ル、即チ今日ヨリ三百万人ノ人ヲ植エルコトガ出來ルト云フヤウナ重要ナ地位ニ立ツテ居ルノデアリマス、小樽港ハ此方面ニ於テ全體ノ四分之二ヲ占メル所ノ商業上ノ勢力圏ヲ持ツテ居リマシテ、其港灣ノ形勢ヲ簡単ニ申上ダマシテモ、最近ニ於テ十箇年ノ船舶ノ出入噸數、又出入ノ貨物ノ噸數ノ如キモ十箇年ヲ以て倍加スルト云フヤウナ形勢ニナツテ居リマス、殊ニ北日本方面ノ對露ノ關係が解決ヲ致シマスル曉ニハ、此港ハヨリ以上ニ緊要ナ立場ニナルト考ヘテ居リマスル、然ルニ此重要ナル港ノ設備ヲ見マスルト云フト、國家ノ事業ト致シマシテ築港ノ計畫ハ既ニ完成ヲ致シテ、所謂防波堤ノ工事ハ完成ヲ致シマシタガ、海陸聯絡ノ設備ニ於テ何等ノ着手シテ居ル所ガナイノデアリマス、舊來ノ組織ニ依リマシテ唯ノ船船ヲ以テ——一箇年四百二十何万噸ト云フヤウナ大キ十貨物ヲ、船船ヲ以テ取扱テ居ルト云フヤウナ極ク初步ノ狀態ニ在ルノデアリマス、申スマデモナク斯ノ如キ設備ニ於キマシテハ、食糧品等ニ係ル所ノ經費ノ重加、自然物價ノ騰貴ト云フヤウナ關係モアリマスルノデ、是ガ延イテハ北海道ノ拓殖ニモ重大ナ關係ガアルコトハ申スマデモアリマセヌ、茲ニ提案ヲ致シマシタ第一ノ鐵道省第二期工事速成ト申シマスルノハ、十五年以前ニ既ニ十四万坪ノ埋立其他岸壁等ノ設計ヲ爲サシメマシタガ、色ニノ都合ガアツテ今日マデ工事半バニシテ御進行ニナリマセヌ、又第二ノ海陸聯絡設備完成ニ關スル建議案モ其趣意ニ書イテアリマスル通りニ、港灣ノ海陸聯絡設備ト云フ、モノガ極メテ幼稚デアツテ、何等國家ノ莫大ナ

ル經費ヲ投ジテ造リマシタ此築港工事ニ相
害デアリ、又近キ將來ニ於テ貨物船舶ノ非
常ナ増加ニ伴ヒマツテ、之ヲ收容スルコト
ガ出来ヌヤウナ困難ヲ生ズルコトハ明カデ
アリマス、斯様ナ次第デアリマスルカラ、
此二ツノ案ヲ提出致シマシテ、速ニ是等ノ事
ヲ御實行ヲ願ヒタイ、以上ガ私ノ本案ヲ提
出致シマシタ大體ノ理由デゴザイマス、願
クバ十分御審議ノ上デ御賛成アランコトヲ
希望致シマス(拍手)

第七 金鶴勳章年金令改正ニ關スル建議案(三木武吉君外二名提出)

ル經費ヲ投ジテ造リマシタ此築港工事ニ相
ナッテ居リマス、是ハ國家トシテモ非常ナ損
害デアリ、又近キ將來ニ於テ貨物船舶ノ非
常ナ増加ニ伴ヒマッテ、之ヲ收容スルコト
ガ出来ヌヤウナ困難ヲ生ズルコトハ明カデ
アリマス、斯様ナ次第デアリマスルカラ、
此二ツノ案ヲ提出致シマシテ、速ニ是等ノ事
ヲ御實行ヲ願ヒタイ、以上ガ私ノ本案ヲ提
出致シマシタ大體ノ理由デゴザイマス、願
クバ十分細審議ノ上デ御賛成アランコトヲ
希望致シマス(拍手)

○作間耕選君 本案ハ議長指名、九名ノ特
別委員ニ付託セラレムコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ノ聲起ル〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認
メテ其通りニ決シマス——日程第七金鶴動
章年金令改正ニ關スル建議案、提出者ノ趣

〔松井郡治君登壇〕

御異議アリマセヌカ

當ニシテ殊ニ軍縮ニ依ル退職者ノ一時賜
金ノ利潤ニモ及ハサル如キハ假令年金ノ
性質彼此異ナルト雖戰場ニ馳驅シタル殊
動者ニ對シ物質的優遇ノ途ヲ誤リ最高勳
章ノ權威ヲ失墜シ延て將來ノ國民思想上
ニ動搖ヲ來シ愛國ノ觀念ニ一大缺陷ヲ生
セムコトヲ恐ル速ニ金鷲勳章年金令ヲ改
正シ以テ其ノ年金ヲ相當増額セラレムコ
トヲ望ム

當ニシテ殊ニ軍縮ニ依ル退職者ノ一時賜
金ノ利潤ニモ及ハサル如キハ假令年金ノ
性質彼此異ナルト雖戰場ニ馳驅シタル殊
動者ニ對シ物質的優遇ノ途ヲ誤リ最高勳
章ノ權威ヲ失墜シ延テ將來ノ國民思想上
ニ動搖ヲ來シ愛國ノ觀念ニ一大缺陷ヲ生
セムコトヲ恐ル速ニ金鷲勳章年金令ヲ改
正シ以テ其ノ年金ヲ相當増額セラレムコト
トヲ望ム

右建議ス

(松井郡治君登壇)

○松井郡治君 諸君、簡單ニ提案ノ理由ヲ
述ベマス、本令ハ諸君モ御承知ノ通りニ明
治二十七年ノ創設ニ係タモノニアリマス、
當時金鷲勳章ノ功七級ハ六十五圓デアリマ
シタ、一級ハ九百圓デアソニ拘ラズ、日清
戰爭ノ結果物價ガ頻ニ騰貴シタ爲ニ、翌ニ
十八年ニ於キマシテ直ニ此規定ニ修正ヲ加
ヘマシテ、七級ハ金百圓、一級ハ千五百圓
ニ修正ヲサレタノデアリマス、爾來三十年
此法律ガ施行サレタノデアリマスガ、日露

御異議アリマセヌカ

勅勵シ、助長スル必要ガアルノデアリマス
カラ、名譽アル金鶴勅章ノ制度ヲ存スルハ
勿論、更ニ物質的ニ是等ノ人達ヲ待遇スル
ト云フコトハ、最モ現代ノ要求ニ應ズルモ
ノト信ジマシテ、茲ニ此案ヲ提出シタ譯デ
アリマス、私ハ簡単ニ提案理由ヲ述ベテ諸
君ノ賛成ヲ希フ譯デアリマス(拍手)
○作間耕造君 本案ハ議長指名、九名ノ特
別委員ニ付託セラレントヨ望ミマス
○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ノ聲起ル〕
○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認
メテ其通りニ決シマス——原惣兵衛君ヨリマ
議事進行ニ關スル發言ヲ求メラレテ居リマ
ス、此場合許可致シマス、原惣兵衛君
〔原惣兵衛君登壇〕
○原惣兵衛君 只今高木氏ガ發言サレマシ
タ時ニ、ソレガ終ルガ早イカ田淵サンガ直
ニ之ニ異議アリト言ハレタコトハ、獨リ吾々
本黨全員ガ認メルノミナラズ、憲政會中
多クノ人ガ之ニ對シテ異議アリト言ウテ居
ルデナイカト言ハレタノデアリマス、然ル
ニ議長ハ飽マテモ異議ナシト認メタ、自分
ハ何處マテモサウ認メテ居ルト言シテ遂ニ之
ヲ採決シナカツタノデアリマス、諸君、若シ
議長ガ斯ノ如ク吾々満場ノ多クガ之ヲ耳ニ
スルニ拘ラズ、聞エナイト云フコトデアッタ
ナラバ、議長ハ餘程御耳ガ惡イト私ハ思フ
ノデアリマス(「ヒヤー」)ドウカ議事ノ進
行ノ爲ニ、モウ一度議長ヨリ之ニ對シテ十
分ナル御答辯ヲ願ヒタインデアリマス
○副議長(小泉又次郎君) 御答致シマス、
議長ハ作間君ノ動議ヲ議場ニ説クテ直ニ採
決ヲ致シタ後デアリマス……
〔拍手起リ「ヒヤー」「ノウー」「後デ
アリマセヌ」ト呼フ者アリ發言スル者
多シ〕

○原總兵衛君 サウデハアリマセヌ、憲政會中ニモ認メテ居ル人ガアリマス、若シ

サウ云フコトヲ言テ認メヌト云フナラバ

○副議長(小泉又次郎君) 日程第八、金鶴勅章年金増加ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、提出者ノ趣旨聲明ヲ許シマス、土井權大君

第八 金鶴勅章年金増加ニ關スル建議案(土井權大君提出)

金鶴勅章年金増加ニ關スル建議案

金鶴勅章年金増加ニ關スル建議案

今ヤ物價ハ騰貴シ貨幣ノ價值ハ低落シ金鶴勅章年金ノ如キハ零碎ナル賜金ニ位スル感ナシトセスノ如キハ忠勇ナル軍人ヲ遇スル所以ニ非ス仍テ政府ハ速ニ年金增加ノ途ヲ講セラルヘシ

右建議ス

〔土井權大君登壇、拍手起ル〕

○土井權大君 是ハ只今既ニ詳シク御説明ニナツタコトニアリマスガ故ニ、私ハ固ヨリ

詳細ニ述ヘル必要ハナイノデアリマス、即チ此金鶴勅章ノ沿革、ソレカラ金鶴勅章ガ制定サレタル當時ト今日トノ物價騰貴ノ状態、貨幣價值ノ低落、ソレ等ノ事ニ付テハ

詳シク既ニ御詰ニナツタコトニアリマス、斯様子事情ヨリ眺メマスト、今日金鶴勅章ヲ貰テ居ル所ノ人ハ沟ニ零細ナル賜金ヲ賜テ居ルノト同ジ事ニ相成リマシテ、丁度昔ノ言葉ニ狡兔死シテ走狗烹ラルト云フコトガアリマスガ、金鶴勅章ヲ貰テ居ルノデアリマス、今ヤ思想ハ御承知ノ通り惡化シツツアリマス、而モ君國ノ爲ニ盡シタル此軍人ガ、斯ノ如キ薄キ待遇ヲ受ケルト云フガ如キニ至リマシテハ、此忠勇ナル軍人ニ對トシナシ

〔小泉副議長議長席ヲ退キ、柏谷議長復席〕

仍テ此際金鶴勅章ノ年金ヲ増加シ、思想惡化ヲ豫防シ、更ニ治ニ居テ亂ヲ忘レズ、其御精神ニ依テ速ニ御贊同アランコトヲ希

フ次第アリマス

○作間耕逸君 本案ハ日程第七議案ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ムマス

○議長(柏谷義三君) 作間君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(柏谷義三君) 異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○田淵豊吉君 議長、議事ノ進行ニ付テ一言致シタコト思ヒマス

○議長(柏谷義三君) 許シマス、田淵君

〔田淵豊吉君登壇〕

○田淵豊吉君 諸君、昨日正午ニ起シタ私ニ對スル、或ハ議員ニ關係アルコトニ付テ議事ノ進行ニ關シ一言致シタク、昨日正午ニ私

ハ豫算委員會ニ出席出來ナイカラ傍聽ヲシタイガ爲ニ參ラウトシテ、憲政會ノ二階ノ幹部ノ控室ノ横ニ新聞記者ノ寄集マル所ガア

ラシ、ソコニ私ノ知ッテ居ル山田毅一君ガ居ラレマシタガ、ドウシテモ終ヘナイカラ、

又吾々ニ反對シテ居ルノハ賣名的行爲ニアリ、故ニ本黨ヘデモ這入レト言ハレタ、私ハ忠告ハ忠告トシテ聽クダ、サウ云フヤウニ人ヲ罵罵譏諷スルハ宜クナイト云フコトヲ私ハ言ウタノデアルガ、能ク聽カナイ、

ソレデ小サナ所ノ惡罵ガ兩者ノ間ニ交サレテ居リマシタガ、ドウシテモ終ヘナイカラ、

私ハドウ云フ譯デ君ハ僕ヲ賣名ノ徒ト罵ルカト言テ、私ハ詰寄ラウトシテ居タノデアル、一間程離レテ居ル、所ガ後トカラ這入テ來夕所ノ鈴木富士彌君其他ノ人ガ私ヲグット摑シダ、私ハ何モ手を振上ダタノデヤナイ、私ヲ摑シダ、其爲カ私ハ此處ノ膝

ト右腕ノ肱ヲ少シク痛メテ居ル、サウシテ摑マレテ居タカラシテ、君ハナンダト言ッテ(嘘言テハ困ル)ト呼フ者アリ)若モ嘘ト云フナラ退場シ給ヘ(君退場セイ)ト呼フ者アリ、笑聲起リ發言者多シ

○議長(柏谷義三君) 私語ヲ禁ジマス

〔議事ノ進行ニ關係ガアリマスカ」ト呼フ者アリ〕

○田淵豊吉君(續) 關係アルカラ聽キ給

現代議士デアル所ノ田中萬逸君ガ這入シテ來ラレタ、サウシテ言フノニ、田淵君、君

ハモウ相當ニ名モ賣テ居ルノデアルカラ、

是レ以上昨日ノヤウナ議事進行ヲヤンテ賣

シタ(其通り)「議事ノ妨害ダ」ト呼フ者アリ

諸君、餘り熟シ給フナ、諸君ハ此事件ヲ如以ニ解決セントシテ居ルノデアルカ、

私ハ惡罵サレタヤウニ私ハ記憶シテ居ル、

故ニ私ハ決シテソナ者デヤナイ、君ハ紳士的ノ行動ヲシテ、サウ云フヤウニ人ヲ誹

謗スルモノデヤナイト言タラ、此前ハ外ノ黨ヘ行タリ、或ハ外ノ黨ヘ賛成シタリ、今

又吾々ニ反對シテ居ルノハ賣名的行爲ニアリ、故ニ本黨ヘデモ這入レト言ハレタ、私ハ忠告ハ忠告トシテ聽クダ、サウ云フヤウニ人ヲ罵罵譏諷スルハ宜クナイト云フコトヲ私ハ言ウタノデアルガ、能ク聽カナイ、

ソレデ小サナ所ノ惡罵ガ兩者ノ間ニ交サレテ居リマシタガ、ドウシテモ終ヘナイカラ、

私ハドウ云フ譯デ君ハ僕ヲ賣名ノ徒ト罵ルカト言テ、私ハ詰寄ラウトシテ居タノデアル、一間程離レテ居ル、所ガ後トカラ這入テ來夕所ノ鈴木富士彌君其他ノ人ガ私ヲグット摑シダ、私ハ何モ手を振上ダタノデヤナイ、私ヲ摑シダ、其爲カ私ハ此處ノ膝

ト右腕ノ肱ヲ少シク痛メテ居ル、サウシテ摑マレテ居タカラシテ、君ハナンダト言ッテ(嘘言テハ困ル)ト呼フ者アリ)若モ嘘ト云フナラ退場シ給ヘ(君退場セイ)ト呼フ者アリ、笑聲起リ發言者多シ

○議長(柏谷義三君) 私語ヲ禁ジマス

〔議事ノ進行ニ關係ガアリマスカ」ト呼フ者アリ〕

○田淵豊吉君(續) 關係アルカラ聽キ給

○田淵豊吉君(續) 馬鹿ナ事ヲ言フンチャ

ナイ、ソレデ其時ニ私ハ詰寄ラウトシタ所ガ、鈴木君ガ後ロカラ來テヤラレタ、サウ

シタ時ニ田中萬逸君ガ來テ、右ノ手ヲ以テ鐵拳デ以テ私ノ左ノ頸ヲ殴、タノデアル、其爲ニ私ハ傷ヲ負ウテ楚分ノ血ガ其處テ出ダノデ

アリマス、ソレデ齒此ガ二枚程少シ中ヘ

—少シバカリ中ヘ這入タ(笑聲起ル)サウシテ其皮ガ非常ニ痛ミ破レテ居ルノデ醫者者へ行タノデアリマス、憲政會ノ前ノ醫者

断書ヲ取りマシタ、將來ノ爲メモアリマスカラ……(中野實君)モウヤメロ——、ソ

ナ事ハナイ、傍ニ僕が居タ、僕が見テ居タ傍ニ居タ」ト呼フ)御黙リナサイ、諸君ガソシナ事ヲ云フト御爲ニナラヌ、知ッテ居ルカ其事情ヲ——ソレデ其時ニ僕ノ頸ヲ突イタカラ、僕ガ之ヲ承知シナイ、暴行ヲ加ヘテ居ル、僕ハ若シ鈴木君ガ惡意デナカラウケレドモ、若シ結果論カラ之ヲ論ズレバ、

居ル、僕ハ若シ鈴木君ガ惡意デナカラウケレドモ、若シ結果論カラ之ヲ論ズレバ、

憲政會ノ人ガ寄ッテタカッテ此傷害輔助罪トナラヌトモ限ラヌト私ハ思フ、併ナガラ鈴木君ト云フ人ハサウ云フ入デハナカラウ

思フ、私が摑マレテ居タカラ何トモスルコトガ出來ズ、拳骨デ突カレテ現ニ傷害ヲ受ケテ居ルト云フコトハ明カナル次第デア

ル、故ニ私ハ之ヲ如何ニスベキカト云フコトガ問題ニナル、警務課ニ行シテ聞クト、

警務課ノ人ハ警察權ハ議員ニ及バヌト云フコトデアル、或ハサウデアルカモ知レヌ、

サウシテ議場ダケハ懲罰委員ニ於テヤラガ、議場ノ外ハイカナイト云フコトニナラ

テ居ルラシイ、前ノ先例ハ——之ヲ如何ニスベキカト云フコトハ重大ナ問題デアリ

マス、此事ハ此所デ解スルカシナイカト云フコトハ、諸君ノ御考ニ依ルコトデアリ

マスガ、是ハ重大ナ問題デアリマス、私ハ云ツタコトハナイケレドモ、先カラ先日ノ演説ハオ前ノ賣名的行爲デアルト云フ、何

ガ賣名的行爲デアルカト言フタ時ニ、彼ハ
鐵拳ヲ揮テ私ヲ殴タサウシテ傷ヲ付ケ
タ、是ハ諸君、代議士タル者ガサウ云フ事
ヲシテ宜イカドウカト云フコトヲ諸君ニ聽
キタ伊、断ジテ宣クナイ、宣イト云フナラバ
聽キタ伊、若シ言フナラバ言ツテ御覽ナサ
イ、私ハ名ヲ聽キマス、名ヲ留メテ居イテ
私ハ相當ノ處置ヲ執ル、若シ諸君ガ野次ル
ナラ彌次ツテ御覽ナサイ、彌次ルコトハ出
來ナイダラウ、諸君、ソレハサウ云フコト
ヲスルノハ宣クナイ、仍テ私ノ考デハ此議
院ト云フモノヲ全體ト致シマシテ、其處ニ
警務課ナラ警務課ノ人ガ巡查ヲ入レナイト
モ犯罪者ノ如ク取扱ノテ居ル事實ガアルニ
拘ラズ、内部ノ人ニ向ツテハ斯ウ云フ暴行
ヲシテモ、下宿屋デハ其位ノ殴リ合ハ幾ラ
モアルト云フヤウナコトヲ言フテ居ル議員
モアリマシタ、外ノ人ヲ泥棒ノ如ク、内ノ
人ハ聖人ノ如ク見ルノハ非常ナル誤リデア
ル、サウ云フヤウナ事實ハ無イト云フナラ
バ、醫者ニ行ツテ聽イテ下サイ、チヤント
診斷書ヲ持テ居ル、サウ云フヤウナ意味
ニ於テ、私ハソレハ議長ニ向ツテ申告シテ
アル筈デアルガ、議長ハ之ニ對シテ更ニ何
等カノ答辯ノアルコト、思ツテ居タガ、今
日マデ何モ無イ、其日ノ夕刊ノ新聞ヲ見マ
スレバ、殊ニ國民新聞ニ至ツテハ田淵ハ昨
日來イト言ツテ抛り出サレタト云フヤウナ
コトヲ書イテ惡罵シテ居ルノデアル、多ク
ノ夕刊皆然リ、サウシテ新聞社ニ關係シテ居
ル人ガ言ツテ居ル、今日ノ新聞ハ墮落シ
テ居ル、與黨三派ノ爲ニ提燈持ヲシテ居
ル、提燈持ヲシテ居ル、或ハ招バレタノ
デハナイカト言ツテ居ル、斯ウ云フコトデ

云フヤウナコトヲ書イテ居ル新聞ガ大分ア
ルヤウニ思フ、全部デハナイガ、惡イモノ
其判断ト云フモノハ拳骨デヤツテモ宜イト
云フド、其所ニ井上剛一君ガ裁判官トシテ
私ハ立チマス、モウ五分間 デ時效ニ掛リマ
ス、ト云フヤウナコトヲ言^フテ居ル、サウ
シテ兩方共惡イノダト云フヤウナコトヲ言
ハレテ居ル、又靜岡縣選出代議士ノ或ル御
方ハ、田淵君ハ不死身デアルカラ一年モス
レバ癒ルト云フヤウナコトヲ言^フテ居ル、
是ハ何タルコトデアルカ、議員ヲ殴^フテ、
ドヅイテ置イテ、サウシテ斯ノ如キ惡罵ヲ
スル、新聞ニ惡イ事ヲ書カセテ、田淵ガ
何カ暴行ヲヤッタ上云フヤウナコトヲ書イテ
居ル、ソレデ諸君ハ此議會ノ神聖ガ保テ
ルト思フカ、是ハ田淵一人ノ問題デハナ
イ、吾々ハ國會議員トシテ國務ヲ遂行スル
爲ニ此所ニ來テ居ルノデアル(分^フテ居ル
ト呼フ者アリ)分^フテ居^フタラ何故ニ暴行ヲ
加ヘタノデアルカ、此所ニ座^フテ居ル議長
モサウデアル、昨年十二月ノ二十三日ニコ
コノ胸ヲ突カレ、今日モ尙痛ンデ居^フテ、
選舉ニ困^フタト云フ事實ガアル、而シテ何
等當^フタコトハ知ラヌト言^フテ逃^フテ居ル所
ノ此議長ハ、私カラ見レバ厚顏無恥ノ人デ
アルト云フコトヲ固ク信ジテ居ル、サウ云
前ニハドウデアルガト云フト、或ル人が私ノ
頭ヲ——阿片事件ノ時ニ阿片問題デ満洲カ
ラ持^フテ來タ金^フ選舉費ヲ造^フタト云フコトヲ
所ノ田中萬逸君ガ斯ノ如キコトシテ居ル、
言^フタ、ソレガ爲メ遠藤前代議士ハ私ノ頭ヲ

其爲ニヤツテ居ル、サウシテ議長ニ私が信任投票ヲ一票モ加ヘナカツタ、又議長ノ遣リ方ガ甚ダイカヌト思シテ居ルカラ、議長ガヤツタコトガ一年經ツタ今日ニ於テ痛マツ道理ガナイト思フ、ソンナ——議長ハサウ云フコトヲシテ居ル、又諸君ノ中ノ政友會バカラガサウ云フ惡イ事ヲスルカト思フト、今度與黨ドナッタト云フコトヲ以テ、總テノ問題、支離滅裂ナル所ノ政府ノ狀態デモ一トガ出來ナイ、ソレデヤイカヌカラ質問シナサイト言ツテ教へタノニ、賣名ダト言テ吾々ヲ殴ルト云フコトハ何タルコトデアルカ、斯ノ如キハ果シテ……

ノ返事ヲ聽カウ、アトテ檻口龍岐君モ來テ、
ドウカシテ吳レト言^フテ願ヒマスカラ、本
人ガ來ルカト待^フテ居^タラ、鈴木富士彌君
ガ田中萬逸君ヲ伴レテ無所處控室^ヘ來テ、
知^フテ居ル仲デアルカラト言ヒ、觸^フタノデ
殴^フタノデハ無イト言ヒ、謝罪ヲスルト言^フ
事ヲシテ、アトデ惡イト云フコトヲ知^タ
ナラバ、私ハ敢テ之ヲ刑事問題トシテ生發
ハシナイ、併ナガラ諸君與黨ト云^フテ圖ニ
乗^フテ吾々ノ言フコトハ葬リ、諸君ハ何ヲシ
テ居ルノカ、此前ニ不死身ト言^フタノハ平野
光雄君デアル、諸君カサウ云フチャシニヤ
ラオカシイコトヲ言^フテ、人ノ前デ僕ヲ誹謗
スルナラバ、僕ハ相當ノ考ヲ以テ之ニ對抗
シタイト思フ、友人ガ痛ミ^フ感ジテ居^タラ、
慰問シテ謝罪スルノガ諸君ノ務メデハナカ
ラウカ、私ハ政權ノ爲ニ政友會ノ打破スル、
爲ニ努メタノデアルカラ、今ヤ憲政會ヲ讀
メヌカト言^フテ、直グ本黨三行ケイト言^フ
ノハ何等條理ヲ知ラザル、前後ヲ辨ヘザル
モノデアリマス、田中萬逸君ハ熱血ノ人デ
アル、悪人デハナイ、彼ノ國旗事件ヲ起シ
タ人モ愛國者デアルカモ知レヌ、其愛國ノ
發露ガ間違^フタ遣方ヲシタカラスノ如キ迷
惑^フシタノデアル、田中萬逸君ハ總裁ノ御
覺エ目出度カラシガ爲ニ、下岡君ヲ擁護セ
ンガ爲ニ、憲政會ヲ擁護センガ爲ニ、私ノ
コトデアルカラ追及シタヤウナ次第デアリ
マス、今日直ニ謝罪ヲシタカラ私何ヲカ言ハ
シケレドモ、其行爲タルヤ容スベカラザル
ニテ繰返スナラバ、神聖ナル議會ハ全體
何處ニ向^フテ吾々ハ神聖ナル議事ヲ遂行ス

ルコトガ出来ヤウタ、頭ヲ殴テ、横ツ腹ヲツ、カレ、此議政壇上ニ於テ侃々諤々ノ議論ヲ述べナケレバナラナイ所ノ議會デヤナクシテ、決シテ、争闘ヲシナイヤウニ諸君ニ望ミ、又後來此問題ニ付テ疑惑ノ起ラヌヤウニ、此議場ダケデナク、全體ノ議會ニ於テノ事柄ハ懲罰委員ノ事ニ係ルト云フコトニ改メタナラバ、私ハ決シテ反対スルノデハナイノデゴザイマス、私ハ色々ニ憲政會ノコトヲ言ウテ、又諸君ニ失禮ヲ致シマシタケレドモ、其意ノ在ル所ヲ述ベテ、サウシテ議長モ後來自身ニモ謹ミ、此議場ノ整理ヲスル爲ニ宜シク其任務ヲ盡サレムコトヲ述ベテ此壇ヲ降ラントスルノデアリマス〇田中萬逸君 一身上ノ辯明ヲ御許シ下サイ

務、此兩者ニ對シテ紳士トシテ、聞クニ堪ヘザ
ル言葉ヲ以テ、田淵君ハ御批評ナス、テ居シ
タノデアル（ヒヤー）平野君ハ其事ヲ詳細
メタ、黨務ヲ處理スル上ニ於テウルサクテ
困ル、又我黨ノ總務並ニ先輩ニ對シテ、紳
士ニアルマジキ事ヲ言ハレタト云フコトハ
…〔此時田淵豊吉君「嘘ナコトヲ言フナ」
ト呼フ〕

○議長（柏谷義三君） 志賀君ニ御諮リ致シ
マスガ、只今アナタノ動議ニ對シマシテ、野村君ヨリ御注意ノ點モアリマシタ、暫クア
ナタノ動議ヲ保留致シマシテ能ク速記録ヲ
取調べマス

○野村嘉六君 徵罰ノ動議ガアリマシタ
レドモ、兎モ角不穢當ハ不穢當デアルガ、一
應本人カラ取消サシタ方ガ至當ト考へマ
ス、尙ホ聽カナカッタ支那バ徵罰ノ動議ニ贊
成致シマス

○議長（柏谷義三君） 賛成「ト呼フ者アリ」
○議長（柏谷義三君） 只今志賀君ノ御發議
ハ定規ノ贊成ガアリマスカ

〔贊成〕「贊成」ト呼フ者アリ

○野村嘉六君 徵罰ノ動議ガアリマシタ
レドモ、兎モ角不穢當ハ不穢當デアルガ、一
應本人カラ取消サシタ方ガ至當ト考へマ
ス、尙ホ聽カナカッタ支那バ徵罰ノ動議ニ贊
成致シマス

○議長（柏谷義三君） 志賀君ニ御諮リ致シ
マスガ、只今アナタノ動議ニ對シマシテ、野村君ヨリ御注意ノ點モアリマシタ、暫クア
ナタノ動議ヲ保留致シマシテ能ク速記録ヲ
取調べマス

○志賀和多利君 更ニ議事進行ニ付テ議長ニ伺ヒタイト思ヒマス(「登壇々々」ト呼フ者アリ)簡單デアリマスカラ此席カラ御許シヲ願ヒマス、只今田淵豊吉君ハ名ヲ議事進行ニ託シマシテ、諸君御聽キノ通りノテ下ラナイコトヲ長時間ノ間喋テ居タノナルコト、信ジマス、左様ナ事ヲ將來ト干議長ハ御許シニナルノデアリマスカ、ナラヌノデアリマスカ、見テ居リマスト議長ハ唯一回御注意遊バサレタミケデ、殆ド二十分間ノ間斯ノ如キ愚劣ナル言論ヲ逞シウサベタコトハ如何ニモ遺憾千萬ト考ヘマス、將來ノ爲ニ謹デ議長ニ承ツテ置ク次第アリマス

越中島へ大停車場ヲ造ルト云フコトガ決定

ヲセラレテ居ルノデアリマス、尙ホ御承知ノ通り東京市ノ都市計畫法ニ依リマシテ、モ、又今回ノ灾害ニ依リマシテ、更ニ區割整

理モ斷行セラレマスモヤウナ場合ニ立至リ

マスレバ、益此土地ハ發展シマシテ、面シテ貨物ノ集散ハ愈々頻繁ヲ加ヘルノデア

リマス、由來東京市ハ決シテ住宅地ノミノ都市ニ非ズシテ、一面ニハ商工業ノ都市デ

アリマス、面シテ最も全國ノ貨物ヲ需要スル所ノ需要地デアルト共ニ、東北、北陸、其

他東海方面ニ向テモ貨物ヲ輸送スベキ所ノ製造地、又供給地デアリマス、而シテ海外カラ來ル荷物ハ横濱驛ヨリ直ニ東京ニ一旦輸送サレテ、ソレニ加工サレテ、地方ニ集散スル上云フコトニ相成リマス、爾カ致シマスレバ一層ノ海陸聯絡、水陸ノ聯絡ノ設備ト云フモノハ今日急務中ノ急務ト信ズルモノデアリマス、之が爲ニ本鐵道ヲ速成セラレテ、一面ニ於テハ物價調節ノ爲ニ、一面ニ於テハ生活ノ必需品ノ給配ト云フコトニ付テ、鐵道ノ責任ヲ全フル上ニ於テ、此大停車場ノ建設ハ一日モ遅クスルコトガ出来ナイ、最大急務中ノ急務ト信ジテ此案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス、詳シイ事ハ他日委員會ニ於テ述ヘマスコト、致シマシテ、大體ノ趣旨ヲ茲ニ述ベテ、何卒諸君ノ御賛同アランコトヲ切望致スノデアリマス（拍手）

○作間耕逸君 本案ハ日程第五議案外一件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ミマス（拍手）
○議長（柏谷義三君） 作間君ノ動議ニハ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、只今筒井民次郎君ヨリ成規ノ賛成

ヲ得テ、本日ノ日程終了ノ後ニ大阪ノ電車同明龍業問題ニ關シテ緊急質問ヲ致シタイト云フ請求ガアリマシタガ、之ヲ許スニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（柏谷義三君） 御異議ナシト認メマス、仍テ之ヲ許スコトニ致シマス——日程

第十一、大學令中改正ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、提出者武内作平君

第十一 大學令中改正ニ關スル建議案（武内作平君外十一名提出）

大學令中改正ニ關スル建議案 大學令中改正ニ關スル建議

現行大學令ハ道及府縣ニ限リ公立大學ノ設立ヲ認メ市ヲ除外シタルハ時勢ノ進運ニ應スル所以ニ非ス、仍テ政府ハ本令ニ改正ヲ加へ北海道府縣ノ下ニ「文部大臣ノ指定スル市」ヲ追加セラレムコトヲ望ム。右建議ス。

〔武内作平君登壇、拍手〕

○武内作平君 大學令中改正ニ關スル建議案提出ノ理由ヲ辯明致シマス、現行大學令第五條ニ依リマスルト、特別ノ必要アル場合ニ於テ北海道及府縣ニ限リ公立大學ヲ設立スルコトヲ得ト云フコトニナッテ居テ、都市ハ除外サレテアルノデアリマス、

來マスルガ、市立大學ヲ設置スルコトハ、アリマスカラシテ此北海道及府縣ニ限リマスルカ、成程多數ノ市ハ府縣ニ及バヌカモ知レマセケレドモ、六大城市ノ如キニ至リマシテハ、其中ニ府縣ヨリモ餘程大キナモノガアルノデアリマス、實例ヲ大アリマスウアル所ヘ、北海道及府縣立二文部ト云フコトハ、全然問題ニナラムト考ヘルノデアリマス、所ガ斯ウ云フヤウナ不完全ナ規定ガアリマス爲ニ、大阪ニ於キマシテハ既ニ一年以來市會ニ於キマシテモ、商業會議所ニ於キマシテモ、大學ノ設立殊ニ商業都市トシテノ商業大學ノ設立ヲ希望致シマシテ、種々手ヲ盡シテ居リマスケレドモ、此規則ノ爲ニ其目的ヲ達スルコトが出來ヌ、所謂此目

ス、コトガ出來ルコトニナッテ居タノデアリマスガ、此勅令ガ成文ニナリマスル際ニ、ドコデ變リマシタカ兎毛角モ只今申上ダマシテ何故ニ斯様ナ制限ヲ附シタノデアルカト云フコトヲ質シテ見マスルト、町村ニ於テハ小學教育ヲヤリ、郡ニ於テハ中學ヲヤリ、府縣ニ於テハ大學ヲヤル、斯ウスルトキバリシ形體ガ整頓シシテ宜シトイ云フコトガ一つノ理由、二ツニハ此國民教育ヲ始メ、其他市町村ガ負擔シテ居リマスル國家ニ屬スル義務ガ澤山アル、其上ヘ尚ホスルコトニスレバ、總テノ事ガ行届カヌヤウニナル、ソレ故ニ此市町村ニ對シテハ之ヲ除外ヲシタノデアル、斯ウ説明ヲサル、ノデアリマスルガ、此理由ハ何事モ階級ニ依ツテ總テノ事物ノ處理ヲシヤウト云フヤウナル、所謂古イ思想ニ因ハレマシタ謬見ナノデアリマス、餘リ私ガ詳シイ事ヲ申上ダルマデモナク、府縣ト市ヲ比較致シテ見マスルナラバ、成程多數ノ市ハ府縣ニ及バヌカモ知レマセケレドモ、六大城市ノ如キニ至リマシテハ、其中ニ府縣ヨリモ餘程大キナモノガアルノデアリマス、實例ヲ大アリマスウアル所ヘ、北海道及府縣立二文部ト云フコトハ、全然問題ニナラムト考ヘルノデアリマス、所ガ斯ウ云フヤウナ不完全ナ規定ガアリマス爲ニ、大阪ニ於キマシテハ既ニ一年以來市會ニ於キマシテモ、商業會議所ニ於キマシテモ、大學ノ設立殊ニ商業都市トシテノ商業大學ノ設立ヲ希望致シマシテ、種々手ヲ盡シテ居リマスケレドモ、此規則ノ爲ニ其目的ヲ達スルコトが出來ヌ、所謂此目

ス、コトニ付テ增額スル費用ノ如キモノハ之ニ依テ支辨スルコトガ出來ルノデアリマス、加之、話ガ前ニ返リマシテ、從來ノ當局者ガ辯明致シマスル通り、市ト府縣ノ比較デアリマスルガ、御承知ノ通リ此府縣ノ中ニハ一年ノ歳出歳入カ或ハ八百萬圓位ノモノモアリマス、或ハ多イノデドレ程ニナルカ知レマセヌガ、千五百万圓ナド、云フノヲ私ハ聞イテ居リマスガ、大阪ノ一年ノ歳出歳入ハ一億二千万圓位ニナッテ居ルノデアリマス、デアリマスルカラシテ府縣ヘ許シテモ宜イモノヲ市町村ハ小サイモノデアルカラ、之ニハ減多ニ許サレナイ、市町村ヘ許セバ其負擔ノ爲ニ市町村ノ負擔ヲシテ居ル所ノ設備が不行居ニナルナド、云フコトハ、全然問題ニナラムト考ヘルノデアリマス、所ガ斯ウ云フヤウナ不完全ナ規定ガアリマス爲ニ、大阪ニ於キマシテハ既ニ一年以來市會ニ於キマシテモ、商業會議所ニ於キマシテモ、大學ノ設立殊ニ商業都市トシテノ商業大學ノ設立ヲ希望致シマシテ、種々手ヲ盡シテ居リマスケレドモ、此規則ノ爲ニ其目的ヲ達スルコトが出來ヌ、所謂此目

ス、コトニ付テ增額スル費用ノ如キモノハ之ニ依テ支辨スルコトニナッテ居タノデアリマスガ、之ニ併置スルト云フ計畫デアリマス、セナンド、市ニ於キマシテモ矢張設置スルコトガ出來ルコトニナッテ居タノデアリマス、此勅令ガ成文ニナリマスル際ニ、ドコデ變リマシタカ兎毛角モ只今申上ダマシテ何故ニ斯様ナ制限ヲ附シタノデアルカト云フコトヲ質シテ見マスルト、町村ニ於テハ小學教育ヲヤリ、郡ニ於テハ中學ヲヤリ、府縣ニ於テハ大學ヲヤル、斯ウスルトキバリシ形體ガ整頓シシテ宜シトイ云フコトガ一つノ理由、二ツニハ此國民教育ヲ始メ、其他市町村ガ負擔シテ居リマスル國家ニ屬スル義務ガ澤山アル、其上ヘ尚ホスルコトニスレバ、總テノ事ガ行届カヌヤウニナル、ソレ故ニ此市町村ニ對シテハ之ヲ除外ヲシタノデアル、斯ウ説明ヲサル、ノデアリマスルガ、此理由ハ何事モ階級ニ依ツテ總テノ事物ノ處理ヲシヤウト云フヤウナル、所謂古イ思想ニ因ハレマシタ謬見ナノデアリマス、餘リ私ガ詳シイ事ヲ申上ダルマデモナク、府縣ト市ヲ比較致シテ見マスルナラバ、成程多數ノ市ハ府縣ニ及バヌカモ知レマセケレドモ、六大城市ノ如キニ至リマシテハ、其中ニ府縣ヨリモ餘程大キナモノガアルノデアリマス、實例ヲ大アリマスウアル所ヘ、北海道及府縣立二文部ト云フコトハ、全然問題ニナラムト考ヘルノデアリマス、所ガ斯ウ云フヤウナ不完全ナ規定ガアリマス爲ニ、大阪ニ於キマシテハ既ニ一年以來市會ニ於キマシテモ、商業會議所ニ於キマシテモ、大學ノ設立殊ニ商業都市トシテノ商業大學ノ設立ヲ希望致シマシテ、種々手ヲ盡シテ居リマスケレドモ、此規則ノ爲ニ其目的ヲ達スルコトが出來ヌ、所謂此目

ノデアリマスカラシテ、此際ニ於テ一日モ速ニ此案ヲ改正ヲスルト云フコトハ、最モ機宜ニ通スルコト、信ジマシテ、本案ヲ提出席ニナッテ居リマスルカラシテ、此點ニ對スル御意見ヲ拜承スルコトヲ得ルナラバ、非常ナ光榮デアルト信ジマス(拍手)

〔國務大臣岡田良平君登壇、拍手〕

○國務大臣(岡田良平君) 只今説明ニナリ

マシタ建議案ニ付キマシテハ、當局ト致シ

マシテハ大體異議ハゴザイマセヌ、此段ヲ御答申上ダマス(拍手)

○國務大臣(岡田良平君) 只今説明ニナリ

マシタ建議案ニ付キマシテハ、當局ト致シ

マシテハ大體異議ハゴザイマセヌ、此段ヲ御答申上ダマス(拍手)

○議長(柏谷義三君) 作間君ノ動議ニ御異

議アリマセヌカ

○議長(柏谷義三君) 作間君ノ動議ニ御異

議アリマセヌカ

〔異議ナシ「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(柏谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——是ニテ本日ノ議事日程ヲ終リマシタ、此際緊急質問ヲ許シマス、筒井民次郎君

電車同盟罷業問題ニ關スル緊急質問

(筒井民次郎君提出)

○筒井民次郎君 諸君私ハ大阪市電ノ同盟罷業ニ關スル質問ヲ内務大臣ニ致シタイト

云フノデ、茲ニ御許シフ願タノデアリマス、然ルニ諸君ノ御質問ヲ得マシテ茲ニ登壇スルコトヲ得マシタコトハ、謹テ御禮ヲ申上

ダマス、諸君、御承知ノ如ク目下大阪市ニ於テハ、交通機關トモアルベキ市電ガ、十

五箇條ノ要求ヲ市當局ニ提出シタノデアリ

マス、然ルニ市當局者ハ此十五箇條ノ要求

ナルモノヲ角局長並ニ關市長ト共ニ大ニ熟

議ヲ凝ラサレタノデアリマス、然ルニ此十五箇條ハ其項目ニ於テ一々茲ニ申上ダルコト

ハ避ケタイト思ヒマスルガ、到底此要求ニ

應ズルコトガ出來ナイト云フコトニ協議ガ

一決シタノデアリマス、其理由ハ其從業員

ノ要求スル所ノ綜合的ノ金額ニ依リマスト

云フト、四百八十万圓程ノ一箇年ノ金額ニ

當ルノデアリマス、然ルニ大阪市電ノ今日

特別會計ノ純益ヲ見マスト云フト、約五百

万圓ニ相當スルノデアリマス、サウ致シマスルト云フト到底此要求ヲ容レルコトハ出

來ナイコトハ當然ノ事デアリマス、是ニ於

テ市長ハ角局長ヲシテ從業員ノ總代タル所

ノ數十名ノ者ヲ招致シテ、宛曲ニ之ヲ断タ

ト云フノデアリマス、然ルニ直ニ其曉ニモ

ウ、ソローノ罷業ヲ企テナリノデアリマス、

一日大阪市ノ交連機關トシテ五百臺以上ノ

此電車ガ動イテ居ルノデアリマス、然ルニ

今日ノ狀態ハ漸クニシテ百臺シカ動イテ居

ラナイノデアリマス、ソレモ在郷軍人若ク

ハ工業學校ノ學生ノ手ニ依リテ辛ウジテ動

イテ居ルノデアリマス、是ニ於テ大阪市民

ハ實ニ迷惑ヲ被ルコトハ甚大ナル事デアリ

マス、諸君、マダ此市電ダケナラ宜シイノ

デアリマスルガ、延イテ電燈部ニモ影響ヲ

スルヤウナ状況デアリマス、若モ電燈部ニ

モ影響ヲ致シマシテ不當ナル要求ヲスルト

云フヤウナコトニナリ、之ヲ又市當局ガ拒

絶シタナラバ、大阪市ハ暗黒ノ巷トナラヌ

トモ測ラライノデアリマス、實ニ今日大

阪市民ハ戰々兢々トシテ居ルヤウナ狀態デ

アリマス、殊ニ大阪市電ノミナラズ、南海

鐵道デモ坂堀鐵道、或ハ又阪神、阪急、大

阪外電車ハ殆ド此爭議ヲ致シタノデアリ

ス、斯ノ如キ事ハ非常ニ國民ニ對シ、或ハ社會ニ對スル所ノ惡影響ヲ及ボスコトハ實

ニ重大ナル事ト思フノデアリマス、此際ニ

當テ政府當局ハ今日マデノ現狀ニ於ケル

相當ノ御調查ヲ爲サレタノデアルカ否ヤ、

或ハ今後ニ於テ如何ナル對策ヲ講ゼラレル

カト云フコトニ對シテ、私ハ内務大臣ニ質

問ヲスル次第デアリマス(拍手)

〔國務大臣若槻禮次郎君登壇〕

○國務大臣(若槻禮次郎君) 一寸御質問ノ

最後ノ結論ノ所ヲ私聽キ落シマシタガ、大

阪市ニ於テ市電ノ同盟罷業ノヤウナ事ノ起

リマシタコトハ、洵ニ遺憾千萬ナル事デア

リマス、公共的施設ニ付キ電車デモ、瓦斯

デモ、電燈デモ、其他サウ云フヤウナ公衆

一般ノ利用シテ居ル仕事ニ付テ同盟罷業ノ

起ルト云フ事柄ハ、洵ニ遺憾ナル事デアリ

マシテ、ドウニカシテ左様ナ事ノ生ゼナイ

コトハ——他ノ同盟罷工ト雖モ固ヨリ是ハ

好マシイ事デハアリマセメガ、殊ニ公共機

關ニ付テノ罷業ハ最モ公衆ノ便利ヲ損ズル

モノデアリマスカラ、左様ナ事ノ無イコト

ハ切ニ望ムノデアリマスガ、不幸ニシテ大

阪市電ニ於テ此事ノアルト云フコトハ、洵

ニ私共ハ遺憾千萬ナル事デアルト存ジマス

報告ハ時々參ツテ居リマスケレドモ、サウ詳

細ナル事ハアリマセメガ、只今得テ居リマ

ス所ノ報告ニ依リマスト、現業員約二千七百

名程ガ引續イテ罷業ヲシテ居ルヤウナ模様

デアリマスガ、不穩ノ状況ハナイト云フコ

トデアリマス、サウシテ市ノ當局ハ新ニ乘

レテ、直ニ勤務ニ服セシメテ居ルノデアリ

マス、斯ノ如ク目下大阪市ニ

於テハ、交通機關トモアルベキ市電ガ、十

ツアルト云フ報告ニナッテ居リマス、市電ノ從業者ガ斯ノ如キ罷業ヲ爲スニ至リマシタ事、並ニ只今御述ニナリマシタ十五箇條力

致シマセヌ、其事ガ適當ナ要求デアルカ、或ハ不當ナル要求デアルカ、ソレモマダ十分

共機關ニ於テ罷業ノ起ルト云フコトハ、如

分ニ私ハ承知ヲ致シマセヌ、唯、斯ノ如キ公

共機関ニ於テ罷業ノ起ルト云フコトハ、如

何ニモ遺憾ニ存ジマスガ、幸ニ義俠的ナル

在郷軍人、青年團等ハ自發的ニ軌道ナリ架

線ナリ、其他市電關係ノ營造物ノ保護ニ任

ジテ居リマシテ、餘リ左様ナ事ニ於テ損傷

ヲ加ヘラレテ、他日ノ用ヲ爲サヌヤウニナ

ラナイヤウニ努メテ居リテ吳レルコトハ洵

ニ私共ノ喜ンデ居ル所デアリマス、ドウカ

ヲ加ヘラレテ、他ノ同盟罷工ト雖モ固ヨリ是ハ

リマシタコトハ、洵ニ遺憾ナル事デアリ

ナルコトヲ切ニ祈テ居リマスガ、唯、罷業ガ

アツタカラト云テ、直ニ一方ノ意見ニ依リテ

他ノ一方ニ干渉ヲ加ヘルト云フヤウナコト

ハ今日ハ政府當局トシテハ致シマセヌノデ、

其間不穩ナ事ガアレバ固ヨリ取締モ致シマ

ス、又兩者ノ間意思ノ疎通ヲ圖ルガ爲ニ、

其間ニ立シテ斡旋シテ宜イ状況ニナリマシ

タナラバ、固ヨリ是ガ勞ヲ辭シマセヌケレ

ドモ、其状況ノ明カラザル場合ニ於テ、直

ニ之ニ干涉スルト云フガ如キコトハ今日ハ

致サヌデ居ルノデアリマス、詳細ナル報告

ガ参リマシテ、モット中央政府ニ於テ注意ヲ

拂ハナケレバナラヌ廉ガ生ジマシタナラ

バ、十分注意ヲ致ス積リデアリマス

○議長(柏谷義三君) 御詰リヲ致ス事ガア

リマス、第四部選出豫算委員、室木彌次郎

君、第六部選出豫算委員、櫻内幸雄君、右兩

君ヨリ常任委員辭任ノ申出ガアリマシタ、
許可スルニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○議長(柏谷義三君) 異議ナシト認メマス、
仍テ許可致シマス、其部ノ諸君ハ速ニ補闕
選舉ヲ行ヒ、御申出アランコトヲ望ミマス、
次ノ日程ハ追テ公報ヲ以テ御通知ヲ致シマ
ス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後四時二十二分散會

衆議院議事速記録第三號中正誤

頁	段	行	誤	正
一八	三	四〇	日本人	日本
一九	同	一七	改正ガ	改正カ
同	同	一八	スルト	スルカト

衆議院議事速記録第四號中正誤

頁	段	行	誤	正
三一	二	七	安藤正純君	正
五一	四〇	三十六分	二十六分	
三三	三二	二五一	四〇四	二五一

衆議院議事速記録第五號中正誤

頁	段	行	誤	正
五三	三	四〇四	二五一	二五一

